

第九十一回国会
衆議院
地方行政委員会
會議錄
第十八号

昭和五十五年四月二十一日(月曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 堀谷 一夫君

理事 石川 要三君 理事 大石 千八君

理事 中村 弘海君 理事 松野 幸泰君

理事 小川 省吾君 理事 神沢 淨君

理事 小濱 新次君 理事 三谷 秀治君

理事 部谷 孝之君

理事 池田 淳君 小澤 潔君

理事 龜井 靜香君 龜井 善之君

理事 菊池福治郎君 岸田 文武君

理事 工藤 巖君 丹羽 雄哉君

理事 畑 英次郎君 船田 元君

理事 井岡 大治君 加藤 万吉君

理事 中村 茂君 山田 芳治君

理事 小川新一郎君 斎藤 実君

理事 吉井 光昭君 安藤 巖君

理事 河村 勝君 渡辺 武三君

理事 田島 衛君

出席國務大臣

自治大臣 後藤田正晴君

出席府政委員

運輸省鉄道監督 石月 昭二君

局国有鉄道部長 石見 隆三君

自治大臣官房長 花岡 圭三君

自治大臣官房審議官 川俣 芳郎君

自治大臣官房審議官 矢野浩一郎君

自治省財政局長 土屋 佳照君

自治省税務局長 石原 信雄君

消防庁長官 近藤 隆之君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官 山崎 八郎君

国土庁長官官房震災対策課長 城野 好樹君

大蔵省主計局主計官 公文 宏君

文部省初等中等教育局企画官 宮園 三善君

文部省体育局長校給食課長 坂元 弘直君

文部省管理教育施設部助成課長 横瀬 庄次君

厚生省公衆衛生局地域保健課長 北川 定謙君

厚生省社会局施設課長 岡光 序治君

厚生省援護局援護課長 楠本 欣史君

中小企業庁計画部金融課長 山本 幸助君

建設省河川局防災課長 川合 恒孝君

自治省財政局財政課長 津田 正君

自治省財政局交付税課長 能勢 邦之君

日本国有鉄道地方交通線対策室審議役 岩崎 雄一君

地方行政委員会調査室長 岡田 純夫君

委員の異動
四月十八日
辞任
補欠選任
四月十八日
田島 衛君
河野 洋平君
加藤 万吉君
下平 正一君
北口 博君
河本 敏夫君
龜井 靜香君
大野 明君

同日

辞任

大野 明君

河本 敏夫君

下平 正一君

河野 洋平君

同日

辞任

北口 博君

椎名 素夫君

服部 安司君

河野 正君

細谷 治嘉君

河村 勝君

同日

辞任

菊池福治郎君

畑 英次郎君

船田 元君

中村 茂君

山田 芳治君

渡辺 武三君

同日

補欠選任

北口 博君

服部 安司君

椎名 素夫君

細谷 治嘉君

河野 正君

河村 勝君

同日

補欠選任

北口 博君

龜井 靜香君

大野 明君

河本 敏夫君

下平 正一君

河野 洋平君

同日

長船曳順蔵(第一二六号)

地方行政改革の推進に関する陳情書外二件(松江市殿町八島根県町村議会議長会長仲田房市外二名(第一二七号))

暴走族の排除に関する陳情書(近畿二府六県議會議長会代表大阪府議會議長若林勝市外七名(第一二八号))

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の延長に関する陳情書(十都道府県議會議長会代表京都府議會議長西尾正外九名(第一二九号))

普通交付税の精算減額に対する財源確保に関する陳情書(十都道府県議會議長会代表京都府議會議長西尾正外九名(第一三〇号))

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する陳情書(中国五県議會議長会代表代表広島県議會議長長見玉秀一外四名(第一三七七号))

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

〇塩谷委員長 これより會議を開きます。

内閣提出に係る地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川省吾君。

〇小川(省)委員 初めに、地方交付税法、地方財政計画に関連して若干お伺いをいたしたいと存じます。

まず、法第六条の三の二項の解釈について、念のためお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

昭和五十五年四月二十一日

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

昭和五十五年四月二十一日

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

昭和五十五年四月二十一日

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

昭和五十五年四月二十一日

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

昭和五十五年四月二十一日

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

昭和五十五年四月二十一日

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

昭和五十五年四月二十一日

第一類 第二号

地方行政委員会會議錄第十八号

これは「引き続き第十條第二項本文の規定によつて」云々とありますけれども、この引き続きと云ふことは、二年間で、三年目もそう見通されるという理解でよろしいわけですか。

○土屋政府委員　そのように私も理解をいたしております。

○小川(省)委員 次に、「著しく異なることとなった場合」とありますけれども、これは一〇%という解釈でよろしいわけですね。

○土屋政府委員 財源不足額がいまおっしゃいましたように一〇%ということで、私どももそのように理解しております。

○小川(省)委員「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」ということはどういう意味なんですか。

○土屋政府委員　まさにたたいまおっしゃいました地方行財政制度万般にわたるわけでございますが、これはいわゆる恒久的な制度の改正を予想し

ておるようにも考えられるわけでございますけれども、この条文の解釈といたしましては、いかなる内容の地方行政制度の改正を行うべきかにつ

いては法律は、比較的広い選択を許しておるといふふうに解釈すべきでございます。したがって、たとえば経済情勢が変動期にあるために、将

けでありますが、しかし、やむを得ざる暫定的措置をもって制度の改正と言えるのでしょうか。

○後藤田田務大臣 第一次の石油ショック以来、国も大変な財政赤字に悩んでおるわけでございますが、その点は地方も同じでございます。そこで

本来は、恒久的なしっかりとした制度でなければならぬことは言うまでもありませんが、こういつた厳しい経済、財政状況を背景としながら、ともか

て、いま御質問のような制度を暫定的な制度として認めたんだ。したがって、これは恒久的な制度

とは私も理解しておりませんけれども、さればどう
いって、これが単なる行政上の手段でやったにす
ぎないものであるというふうにも理解してないの

○小川(省)委員　いまいろいろお答えをされますけれども、自治省の官房が監修をして出す自治六六法に載っていないということは、いま何を言われればよいとも私は、制度の改正と自治省自身が解してない証左であらうというふうに実は思っておるわけであります。

そこで、ずっと引き続いて交付税特別会計で借り入れをしたりあるいは地方債の増発によつて地方財政の財源不足を糊塗してきたわけでありま

す。すでに五十三年に改正をしてからも二年が経過をいたしておるわけであります。行く先どういう方向をとろうとするのか、このままの方式を先

も、このことは法自体を改正をしなければいけない、

○土屋政府委員 昭和五十年、度以降、大幅な財源不足が、

足という状態が続いておるわけでございます。先ほどお示しのごさいましたように、これは交付税法の六条の三の第二項に該当する事態であらう

と有ります。そういふ意味で秘ともしてもより基本的な改善というものができるとかどうかに
ついてはいつも議論をやり、かつまた、交付税率

の引き上げも含めて財源対策を進めてきたわけでございませうけれども、何遍も申し上げますように、国、地方を通じての大幅な財源不足、収支の

先の経済の予測についてもきわめて変動的な時期に国と地方との基本的な財源配分の方式でござい

か容易ではないということで、残念ながら今日に至っておるわけでございます。

りませんし、できるだけ早く基本的な改善ということが必要であると思っております。ただ短期的

常に不確定要素が多くて、直ちに税財源の配分
合を変えられるような状況にないと私ども判断し

ら積算しておりますから、収入見込みを割ることはまずない、このように確信いたしております。それから固定資産税につきましては、本年の一月一日現在の土地、家屋、償却資産を基礎に積算しておりますから、これも収入見込みを大きく割るようなことはまずないと考えております。問題は、法人関係の税収入であります。これにつきましても、その主力をなします本年の三四月期の法人の決算の状況が、ただいままでの状況では依然として順調のようでありまして、したがって、今後下期に非常に大きな激変が来るというようなことがあれば別でありますけれども、現在の見通しのものと法人関係税についても、地方財政計画上の収入見込みを割り込むということは万々ないのではないかと、このように見ております。

○小川(省)委員 また、地方公共団体の行う公営競技でありますけれども、公営競技不実施の団体は実施団体を横目で羨望の眼でにらんでおります。この均てん化を年来主張してきたわけでありまして、納付金の増加ということで済ませてまいりました。もっと適切な均てん化の方法はないのか、このままでは苦しい地方財政の中で矛盾が拡大するだけではないかというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○後藤田国務大臣 いまおっしゃるような、あいつた公営競技をやっている団体は、そうでない団体から羨望の眼をもつて見られておるといことは事実でしょう。そこで御承知のとおり、いま納付金の制度をやっておりますが、それだけでは十分ではないか、こういうことですが、実際問題として各県でも、県内各市町村のバランスを考えましていろいろこういった関係の調整をやっておりますので、さしあたりはこういうことではないか、さしあたりはこういうことではないかと考えております。

○小川(省)委員 次に、地方財政計画の算定に用いる単価表に関連をして一点お伺いをいたします。特に特殊勤務手当の単価でありますけれども、五十二年以降据え置かれておって全然増額

されておられません。物価の状況や賃金の状況等から見ておかしいのではないかと思います。これはいかなる理由でしょうか。

○津田説明員 五十五年の地方財政におきまして特殊勤務手当の単価は、国家公務員の方でこれに類似のものが変わっておりませんので、原則として地方財政計画におきまして前年度と同額に据え置くこととしております。ただし、消防訓練指導手当につきましては若干の手直しをしております。

○小川(省)委員 大体山場を越したわけですが、ちよとだいたい春闘の時期であります。公共企業体の調停は不能に陥ったようでありまして、六・六％、一万一千六百五十円ですが、こういう線が出ておるようでありまして、公務員賃金は公共企業体の賃金に横並びをするわけでありまして、そういう意味では、予算に組んである二％、そして予備費の三・五％を含めても六・六％に足りません。この足りない分は何かがお計らいをするわけでしょうか。

○土屋政府委員 お示しのごさいますように、公労委の調停委員会が非公式に提示したと言われしております給与改定率は、六・六％でございす。しかし、これはもう御承知のように例年、定昇込みのものとして出されておるわけでございすので、人事院勧告では公労協の改定率よりも下回るのが過去の例でございす。たとえば五十四年度におきまして、公労協の改定率は五・七％アップでございましたが、人事院勧告では三・七％というふうになっておるわけでございすので、若干今回も下回るとは想像いたしております。公務員につきましては今後、人事院で調査検討の上勧告をされるということになりましようけれども、どの程度の改定率になるか、現時点では明確でないわけでございす。

先ほどもお示しのごさいましたように、地方財政計画におきましては、給与改定費として二％相当額を計上しております。前にも御説明申し上げましたが、年度途中におきまして追加財政需

要のために三千五百億を充てております。五百億ぐらゐは災害等のためと私は考えております。それから、三千億程度のものは余裕があるわけでございます。ただ、ただいま申し上げましたように改定率が幾らになるかわかりませんが、先ほどの一つの基準としての六・六％から考えましても、その中には定昇が入っておりますからそれを除いたもので考えますと、先組みの二％と残りの三千億で私どもはこれは処置できるというふうに考えておる次第でございす。

○小川(省)委員 大蔵省から公文主計官においてをいただいておりますが、やはりこれは二％しか組まないということが、財政の関係もあるのではありませんけれども、問題であるというふうに思っております。五十六年度以降はもう少し二％をふやして組めないかどうかという点がまず第一点。それから、交付税であります。私も四〇％を交付税として措置をしるという要求をいたしておるわけでありまして、とりあえず四〇％にして、足りなくなるわけでございすから、その足りない分は国債を増発することによって賄って国の財政は収支の均衡をとる、こういうことにおつていたらいかがなんでしょうか。もう一つはおるわけですが、公文主計官にお尋ねをいたします。

○公文説明員 二点お尋ねがございまして、一つは、ベースアップの財源を二％以上今後組むべきではないかという御質問であつたと思ひます。五十五年度におきましては国の予算におきましても、ベースアップのための財源を二％に組んだわけでございます。それに合わせて地方財政計画の方も組んだ、これは、ベースアップの水準が二％でいいとか悪いとかいう話ではございせん。で、財政事情の上で厳しい中をやりくりしながら給与改定財源を組むということの結果であつたというところでございす。今後どうするかということにつきましては、そのときそのときの財政事情あるいは諸般の情勢を考えながら考えていかざるを得ないと思つておるわけでございす。

それから第二に、交付税率をこの際四〇％に上げて、それは国債発行でも賄つたらどうか、こういう御指摘だと思います。ただいま交付税率は三二％でございすから、八％アップということになります。国債の発行額で申しますと一兆六千億ぐらゐの発行増になるということでございます。これは申し上げるまでもないわけでございすけれども、ただいまのところ、国及び地方を通じて総体としての経常収入は大幅に不足しているわけでございす。国の場合には、財政法四条の特例の公債を七兆まで出して、いまの財政事情に対応しておるという状況でございすので、これをさらに発行増を図っていくことは、非常にむずかしい状態ではないかと思つております。

○小川(省)委員 次に、各省からおいでをいただいておりますので、順次お伺いをいたしてまいりたいと思ひます。

まず、中小企業庁に伺ひます。政府関係金融機関の貸し付け対象の業種は、どのように選定され、現在どうなつておるのでしょうか。いま遊技業がありますが、昭和二十年代の不安定な状況ならいざ知らず、十分に安定した状況で営業を営んでおるわけでありまして、もういいかげんに貸し付け対象業種に入れてもいいのではないかと思いますけれども、入れていただけないでしょうか、お伺いをいたします。

○山本説明員 お答え申し上げます。現在、政府系の金融機関には、中小公庫、国民金融公庫、商工中金等々がございす。まず中小公庫については、貸し付け対象業種は政令指定ということになってございまして、現在二十八の業種が指定されております。すでに製造業、卸、小売等々広範な業種が対象になっておりますが、さらに五十五年度からは、旅行業とかコンサルタント業等の三種を追加して、必要な範囲で広く認めております。また、国民金融公庫及び商工中金については別段、業種指定はございせん。制度の上からはその貸し付け対象は広範に認められております。

それで、お尋ねの遊技場でございますが、まず中小公庫については、遊技場は一般的に対象にいたしてありません。財政資金を用いてまでその振興を図るべきかどうかについては、現在の段階では疑問とされておまして、貸し付け対象とするのは困難ではないかと考えられております。しかし今後、社会通念として遊技場等の娯楽施設について政府として積極的に振興を図るべきだということになりますれば、対象として検討するということになろうかと存じます。国民金融公庫等については、いわゆる景品のつかない遊技場については現在、貸し付け対象にいたしてありますが、景品つきの遊技場については現在、対象といたしてありません。

○小川(省)委員 次に、運輸省並びに国鉄に対して伺いたいと思います。

運輸省は今回、国鉄経営再建促進特別措置法を国会に提出し、赤字の八十六線を廃止するという案を出してまいったわけでありまして、いま私が質問しようとする足尾線もこの中に含まれているわけでありまして、国鉄経営再建促進特別措置法のねらいの主眼とするところは何か、これは利用人員の少ない方から漸次実施をしていけるのか、また、利用人員が今後増加をして変動があった場合には、この取り扱いはどう変わっていくのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○石月政府委員 お答え申し上げます。

利用人員の少ないところから廃止していくのかどうかということでございますけれども、先生御承知のように、これから政令でどういう線を廃止するかを決めることを予定しているわけでございます。現時点においては一応、六十年までは旅客輸送にして二千人日キロ以下のところを廃止していきたい、しかしその場合においても、並行道路が未整備であるとか豪雪であるとか代替輸送が困難な場合には、それを除外するということを事務当局としては考えておりますが、その具体的な基準については今後、国会における議論も踏まえて、政令段階においてきちんと決めていきたいと

考えております。

したがって、そういう政令で決めました基準に従いまして、廃止していく線をどういうぐあいに特定していくかということですが、これについては一応、国鉄が経営改善計画をつくり、その経営改善計画の中に廃止する予定日を書くことにいたしておりますが、その点については目下検討中でございます。恐らく輸送人員の多い少ないとかその他諸般の情勢を検討いたして、順序を決めていくことになろうかと思っております。

○小川(省)委員 国鉄の足尾線は、総延長四十六キロ、沿線に一市二町二カ村を持ち、特に古河鉱山の廃業によつて過疎化をした足尾町を有して、定期の利用者人員は平均二千三百十九人でありまして、沿線住民の足であるばかりではなくして、古河の足尾製錬所を持ち、その物資の輸送を初めとして、あの地域の開発や過疎化の阻止に欠くべからざるものであります。

足尾の古河の事業場だけを見ても、月間の貨物の輸送量は、足尾へ到着するものが、原料の鉱石一万二千トン、その他二千トン、計一万四千トンでありまして、足尾線を使つて出ていくものが、硫酸一万トン、からみ、碎石はか五千トン、計一万五千トンとなっております。古河から国鉄へ納める貨物の運賃は年間約七億七千万円となっております。これが足尾線にどう配分されるかは知りませんが、七億七千万円を古河が国鉄へ納めておるわけでありまして、これは赤字国鉄にとつては少なからざる収入のはずであると思ひます。いま硫酸輸送も足尾線でタンク車で運んでおります。古河が購入した百五十八車両が国鉄籍になっておまして、タンク車で運んでおるわけでありまして、もしこれが陸上輸送に変わるとするならば、一日にタンクローリー二百両以上が百二十二号線に増加することになるわけでありまして、濃硫酸を積んだタンクローリーがもし国道上を走るとするならば、危険きわまりない事態であるというふうに思ひます。とうていこんなことを許すわけにはまいりません。

いまあの地域では、草木ダムの完成による観光開発、足尾の観光等が地について、これから入り込む人員が増加するやきぎであります。自然の美しい足尾沿線が観光地として見直されるのが目に見えておるわけでありまして、そういう意味で、ぜひ廃止という暴挙は見送つていただきたいと思つておるわけでありまして、むしろ観光地とタイアップをして、足尾線にいま人気のあるSLでも導入したらどうかというふうな思ひをしております。渡良瀬渓流を縫つて走るSLは、想像するだけでも心惹くような絵だと思つております。SLの導入をぜひ実現してもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。特に東京から二時間ちょっとという距離でもありますし、そういう意味では、足尾線が黒字化をしていくという要素もあるわけでありまして、この点については国鉄はどうお考えか、伺いたいと思ひます。

○石月政府委員 ただいま先生からお話ございましたように足尾線におきましては、古河鉱業の硫酸その他原料の搬入につきましても製品の搬出につきましても、輸送が大きく国鉄に依存しているという状態でございます。

私も先ほど申し上げましたように、地方交通線廃止の大体の基準というものは政令で定めることにしております。現段階では確定しているわけではございませんけれども、貨物につきましては一日八千トンキロというぐあいに考えておるわけでございます。しかしこれだけで基準として全部カバーできるものかどうか。先生がおっしゃったように硫酸というような、安全というサイドも輸送の問題としては考えなければならぬと思ひます。したがって、並行道路の問題なり代替輸送手段というものが果たして、どの程度の形で、どの程度の量で、どの程度の安全性をもつて確保できるかというようなことを今後十分検討した上で、足尾線の帰趨、扱いというものを決めていかなければならないかぬ、こういうぐあいに考えておるわけでございます。

しかし反面、貨物輸送というのは大体、域内で完結するのは非常に少のうございまして、いずれ域内から幹線の方に出ていくわけでございますので、一つの考え方としては、この古河鉱業なら古河鉱業という主たる荷主を中心にして、そこが専用線な形でやつていただくというような考え方もあり得るのではないかと。いずれにいたしまして今後問題として、十分地元の実情などをお聞きしながら、政令の基準の考え方、取り扱い方ということをお勉強していきたいと思つておる次第でございます。

また、先生御指摘のSLを入れたらどうかという点につきましては、国鉄の方から答えさせていただきます。

○岩崎説明員 SLを運転いたしましたためには、それができる設備があるか、運転できる人間がいるか、それを検修できる技術を備えた人間がいるか、あるいは煙害の問題、あるいは経費の問題、それから、どうしても人が集中いたしますので警備上の問題、こういうような諸条件を吟味してやるわけでございます。現在、山口線が比較的これらの条件に合つておるということで、五十四年の八月から試験的に運転をしております。しかしながら、これをさらにいろいろな線区に拡大するということにつきましては、一つは、いま申し上げましたような条件を充足するということがなかなかむずかしいことである上に、現在手持ち両数が五両しかございません。そのうちの二両を山口線で現在使用中、こういうことでございまして、これを永続的に他の線区に広げることにはきわめてむずかしい情勢にございます。

特に、これは一般的な御質問ということでお答えさせていただきますが、足尾線の場合について申し上げますと、線路の規格とかあるいは現在のトンネルの状況、これはいずれも補強をする必要があるわけでございますが、そういうことに相当莫大な資金を要する、こういうことで、せっかくの先生のお話でございますが、これはきわめてむずかしい、どちらかといえれば不可能であるというように申し上げるほかないというように考えてお

ります。

○石月政府委員 ただいま貨物につきまして、一日八千トンキロと申し上げましたけれども、四千トンキロの間違ひでございまして、訂正させていただきます。

○小川(省)委員 沿線住民の足を奪い、生活を憂鬱させ、過疎化を促進するこのような廃止については、沿線住民や関係自治体と協議が調わない限り、この法の実施については思いとどまっております。だいたいことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

それから、SLの点でお話がありましたけれども、ついこの間までSLが走っていた路線でありますから私は、いま申されたようなことはないと思ひますが、いかがでしょうか。

○岩崎説明員 最近まで足尾線に走っておりまして機種はC12というものでございます。いま残っております機関車で使用することができずのは、C56、C11、それからD51でございます。D51はデゴイチと言われまして、先生も御承知のようにきわめて重い機関車で、これはとも入れない。そうしますとC56、C11ということになります。これはかつて入っておりますC12に比べますと三割方自重が大きいので、これを入れますためには線路の補強、それからトンネルの補強が要る、こういうことでございます。

○小川(省)委員 ぜひひとつ検討をしていただいで、この線を残すような配慮をお願いしたいと思ひております。

次に、厚生省に対して質問をいたします。わが党は三月二十五日、参議院の社会労働委員会へ議員提案として、戦時災害援護法案を提出いたしました。日本の戦後は、抑留者の処理の問題、あるいは在外資産処理の問題、そしてこの戦時災害の問題を片づけない限り終わらないというふうに出ておるわけでありまして。

この法案の内容は、まず、さきの大戦における空襲その他の戦時災害により身体に被害を受けた者、及び戦時災害により死亡した者の遺族に対し

て行う援護であり、遺族に対する援護は六十万円の一時金たる遺族給付金、そして援護の種類としては、療養の給付、療養の手当、葬祭費、更生医療の給付、障害年金、障害一時金の支給、遺族給付金の支給及び弔慰金の支給となっております。この法律案を取捨選択をして戦後を終了させるという意味で、厚生省としては検討される意思があるかどうかをお伺いをいたしたいところであります。

私も、実はかつて群馬の県庁で援護の係をいたしておりますので、特に戦傷病者援護法については関連が深いわけでありまして、戦傷病者についてはかなり整つてきたけれども、この戦時災害についてはまだ手がつけられていないというのが実態であります。この点について、厚生省がいかにお考えなのかお伺いをいたしたいというふうに出ております。

○楠本説明員 お答えいたします。三月二十五日参議院社労で、御指摘の戦時災害援護法が提案されましたけれども、こういった一般戦災者の援護の問題につきましては従来から、一般社会保障の充実強化を図っていく中で対処していくことが適当であると考へております。したがひまして戦災者を取り上げて、これに対し新たに特別の措置を講ずることは困難と考へております。

○小川(省)委員 私も群馬の県庁で実は援護の係長をやつておつたわけで、当時よく援護局にはお伺いをいたしたわけでありまして、仕事はだんだんなくなつてくる援護局なんでありまして、そういう点は、私どもの党が提案をしたこの法案の内容を検討して、ぜひひとつ手をかけていただきたい、このように特に要望をいたしておきたいと思ひます。

また、全国各地で戦時災害を受けた団体が死没者の慰霊祭等を行つておるわけでありまして。これに対して国が線香代というか香典を出すわけでありまして、何か国ではどうも出さないで、実際に船舶振興会の金か何かでこまかしてゐるよう

ありまして、遺族たちの怒りを買つてゐるところであります。これは総理府なんでしょうけれども、幾らでもない、一カ所せいぜい十万円ぐらいなんだと思ふのですけれども、これは国が出すように計らつていっただけかと思ひますが、いかがでしょうか。

○山崎説明員 地方で行われている一般戦災死没者の慰霊行事につきましては、昭和五十三年から船舶振興会の補助が行われております。この補助金によつて五十三年度二十二の市町、五十四年度十八の市町で慰霊行事が実施されております。一般戦災死没者、これは空襲あるいは艦砲射撃等によつて死亡した方々の慰霊行事につきましては国といたしましては、例年八月十五日に全国戦没者追悼式において、一般戦災死没者も対象といたしまして追悼式を実施しております。ごいまして、五十二年度におきましては総理府において、この追悼式に参加する一般戦災死没者の遺族代表の出席旅費を別件で計上いたしまして、追悼式に参加する一般戦災死没者の遺族代表の増加を図つてきておるところでございます。

このような事情でございますので総理府といたしましても、一般戦災死没者の慰霊行事について何らかの助成措置を講ずるということは、目下のところ考へておりません。

○小川(省)委員 先ほど私が申し上げたように、遺族が怒りに近いような感情でもつて見ておるわけでありまして、幾らでもない、せいぜい四、五百万円を算化するばいわけでありまして、ぜひひとつそういう点は検討をして、遺族の心がなごむような形をとっていただきたい、このことをお願いいたしておきたいと思ひております。結構です。

次に、文部省にお伺いをいたしたいと思ひます。まず伺いたいのは、四十人学級編制に伴う教職員定数の改善計画から全く見放されてゐる学校現業の職員、学校給食調理員、学校用務員などについてであります。それらの人たちの定数の改善

計画についてはどのように考へておられますでしょうか、まずお伺いをいたします。

○宮園説明員 今回の標準法の改正におきましては、県費負担とされております校長、教頭、教諭、事務職員、学校栄養職員、養護教諭の職種につきまして改善をいたしております。用務員等につきましては現行法上、設置者が配置し、設置者が負担するということになつておりますが、私も現状を見ますと、用務員が学校にはほとんど置かれております。一方、先ほど申し上げました養護教諭あるいは事務職員、これらは全学校の七五%の学校に配置してございまして、まだ未配置の学校が二五%程度あるということ、それと、学校栄養職員につきましても、出発が少なくなつた関係もございまして、五〇%未満の配置率になつてゐるという現状を考へまして、まず当面、この職種につきまして全校配置を優先するということ、今回の法改正をしまつたわけでございます。

○小川(省)委員 私が尋ねをしたのは、給食調理員であるとか用務員の点を尋ねたわけで、まだこれからのいろいろ聞いていきますから、その中で関連をしてお答えをいただきたいというふうに出ております。

政府、文部省は、児童生徒たちのためのゆとりのある学校教育の実現を目指して、いわゆる四十人学級編制、第五次学級編制及び教職員定数改善計画を昭和五十五年度から十二年計画を進めるようにしておるわけですね。この計画によりまして、十二年間で合計八万一千六百七十四人の教職員の定数改善が図られることになっております。しかしこの教職員とは、教員を初め養護教諭や事務職員、学校栄養職員、特殊教育学校職員などに限定をされておつて、学校内で子供たちのための学校給食をつくる仕事に従事する給食調理員、子供たちが安心して教育に専念できる学校教育環境整備の仕事に従事している学校用務員、休日、夜間の学校管理の仕事に従事している学校警備員などいわゆる学校現業職員の定数の改善措

置は全くなおざりにされております。

もちろんこの計画はいわゆる定数標準法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律であります。その改正によつて進められるものであります。市町村職員である学校現業職員が今回の法改正の直接的対象でない事情はよくわかります。しかし、ゆとりのある学校教育を実現していくためには、学校給食法で定めた教育の一環である学校給食に従事する調理員、学校教育法施行規則第四十九条で定めた教育環境の整備に従事する学校用務員などの定数改善の措置が、この法改正に並行して進められなければならないのではないかと考えます。特に四十人学級への移行に伴いまして、学級数の増加、教職員の増員が行われるために、学校給食の面では、給食数の増による調理作業、学級増による給食配分作業などの点での調理員の労働負担の増、学級増、教職員増による学校用務員の労働負担の増加などが予想されるため、そうでなくとも人手不足にある学校現業職場でのこれら職員の定数改善措置が必要であるというふうに思われますが、いかがですか。

○宮國説明員 私ども学校用務員等事務補助員も含めましてかねがね自治省に、学校経営の充実を図るという見地からお願いはいたしてまいっております。

先ほど申し上げましたように私ども、現実には学校用務員、事務補助員を含めていつも総数で見えておりますが、交付税で措置されている人員を全国数へ延ばしますと約六万二千幾らになります。現実には用務員等の実員は五万三千人くらい、約一万人弱の開きがございます。こういう現実と、それから、先ほど申し上げましたように未配置の職種がたくさんございます。こういったものが全校に配置されることを再優先に今回措置させていただいたということから、用務員等については格別の改善を図っていない、こういうことでございます。

○坂元説明員 学校給食調理員の関係につきま

て、お答え申し上げます。

御承知のとおり、学校給食調理員の配置基準を私ども昭和三十五年につくりまして、その後いじつておりません。確かに調理員の関係者の方々から、その後給食の献立内容がかなり多様化したのであるから、それに伴って調理員の増を何とかしてもらいたいという御要望を常々聞いておりますが、一方で御承知のとおり、昭和三十年代は脱脂粉乳を液状のミルクに加工する業務を学校現場でやっておったということ、それから、施設設備の改善がその後学校現場で行われておるといふこともございまして、労働過重になつておる要素と労働過重を軽減している要素両方が今日、三十五年と比較するとございまして、現実問題として私どもの配置基準と実際の配置状況を見ますと、大体配置基準と近いところに実態があるということ、私ども一応現段階では、いまの配置基準は配置基準として機能しておるのじゃないかというふうに考えております。

○小川(省)委員 配置基準に近いということでありまして、後ほどいろいろ申し上げますが、実際に配置基準に近いというのです。

特に今回、政府が四十人学級編制に伴います教職員定数の改善措置をとるに至つた理由の中には、昭和四十九年の定数標準法改正時の五月十日付の衆議院文教委員会の附帯決議、五月三十日付の参議院文教委員会での附帯決議を尊重してその実現を図つたものと理解をしております。その附帯決議の第十項目及び第十三項目の中では、「学校給食調理従事員の労働条件の改善を図るための措置を講ずること。なお、共同調理場方式の拡大については、慎重に取扱ふこと」とはつきりうたわれておりますので、この点での具体化を図るべきではないかというふうに考えておりますけれども、この点についてはいかがですか。

○坂元説明員 お答え申し上げます。ただいま御説明申し上げましたとおり、私どもも内部的に検討をいたしました。先ほど申し上げましたとおり、現段階では一応は基準に

近い実態である、基準より下回つておる市町村もかなりございまして、全国的な平均的な数字から見ますと基準に近い状況であるということで、基準として機能しておるのではないかと考えております。

それから、共同調理場の設置について慎重であるようにという国会の附帯決議でございまして、御承知のとおり学校給食のための施設の整備というものは、市町村が責任を持って行うという体制になつておりました。共同調理場方式をとるかあるいは単独校方式をとるかということ、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、市町村独自で御判断するという事柄ではないかと私も思つております。そういう意味で一応、こういう国会の附帯決議がございましたということは、各都道府県を通じて市町村にはお流ししておりますけれども、最終的には、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて判断をすることではなからうかというふうに考えております。

○小川(省)委員 現在の地方交付税の基準財政需要額の算定の際の教育費のうち、小学校費における標準施設規模は、児童数八百十人、学級数十八学級、一学級当たり児童数四十五人でありまして、用務員等二人、給食調理員四人、中学校費では標準施設規模は、生徒数六百七十五人、学級数十五、一学級当たりの生徒数四十五人、用務員等二人、給食調理員二人となつておりますけれども、四十人学級への移行に伴い当然、これら標準施設規模の中身は改正されることになると思つて、具体的にどう変えていかれようとするのですか。常識的には一学級四十五人が四十人になるわけですけれども、それに伴つて児童数は八百十人から七百二十人、生徒数は六百七十五人から六百十人になると考えてよいわけでしょうか。また、この具体的改正の時期は、四十人学級制の年次計画がスタートする昭和五十五年からとすべきではないかと思つて、いかがでしょうか。

○土屋政府委員 学級編制の改善、いわゆる四十人学級制への移行につきましては、お示しのごさ

いたしましたように、第五次の学級編制及び教職員定数改善計画におきまして、五十五年度から六十六年度までの十二年度で行うということにされておりますが、五十五年度におきましては、児童減少市町村の小学校の一部については、児童減少の改善を行うということにされておりました。五十六年度以降については、各年度における児童生徒数の推移及び財政状況等を勘案して改善規模は毎年度弾力的に決定するということにされておるわけでございます。

このように五十五年度における学級編制の改善は、特定の地域、児童減少市町村といったような地域の小学校について、しかもごく一部に限られるわけでございまして、全体的にはきわめて影響は微小であると考えられるわけでございまして。そういうことから五十五年度の交付税の積算におきましても、従来と同様に一学級四十五人として積算することにしておるわけでございましてけれども、なお、この標準施設規模における学級編制の改善につきましては、四十人学級制が進行するにつれて将来、いろいろと問題も生じてくると思つて、今後の改善計画の実施状況を十分見きわめながら検討し、対応していきたいと考えております。

○小川(省)委員 さらに、標準施設規模における小学校の調理員四人、中学校の調理員二人、小学校における用務員等二人、実際には用務員一人と事務補助員一人となつておりますが、これを改善をすべきではないかというふうに思つていま

す。今回実は、自治省が行つた全国の給食実施の小学校七千三百四十三校、調理員数二万八千五百二十六人、給食センター一千八百九十九カ所、該当調理員二万六千四百二十六人を対象とした調理員の配置の実態調査によれば、標準施設規模の小学校児童数八百十人前後のところでは、実際の調理員配置の全国平均は四・四七人、中学校生徒数六百七十五人前後のところでは四・三五人となつ

ところで、給食従事員について実態から見て、交付税の見方が少ないではないかという御指摘でございますが、先ほども文部省の方からも話がございました昭和三十五年の体育局長名による通知基準、必ずしもはつきりしない点もございます。が、こういった通知基準に比べてみましても、単位費用ベースではおおむね妥当な水準の数字が入っておりますのでございまして、全国的に見まして

算基礎に用務員一人、事務補助員一人ということ
でそれぞれカウントいたしておるわけでございます。
この用務員につきまして同じように学校基本
調査の結果で中学校の数字を見ますと、五
十四年五月一日現在の数字でございますが、小学
校の場合二万八千九百二十人の用務員がおるよう
でございます。学校の数が二万四千六百五十一で
ございますので、それを割ってみますと、一学校

いただきたいと思つておるわけであります。
 さらに、標準施設規模の小中学校の用務員等二
 人、内訳は用務員一人、事務補助員一人となつて
 おりますが、この際、用務員等三人と改めるべき
 ではないかというふうに思つています。
 これまた自治体の調査でありますけれども、小
 中学校一万二千九百八十八校、該当用務員二万一
 千一百八十二人を対象にした調査によれば、標準

小学校が二万八千九百二十人という数字を私ども
いただいております。中学校の場合も
一万二千三百五人ということでございます。お
話ございましたように用務員は、学校数を測定
単位の数値にいたします。単位費用の積算基礎に
一人入れてカウントいたしておるわけでござい
ます。学校数でいま申しましたそれぞれの用務
員の数割ってみますと、要するに、実態として
現在

昭和五十五年四月二十一日

八

であります。

そこでまず政府としては、戦後三十五年、現行配置基準設定以来二十年間、改めて学校給食の置かれていゝる今日の現状について、また給食現場の実情についてつゞさに調査をし、調理員の配置基準の見直しを含めて前向きに調査に取り組んでいただきたいと思ひますけれども、どうでしょう。聞くところによると、いま進めている米飯給食推進五カ年計画が終了する昭和五十六年に、週二回の米飯給食の全国的定着の状況を見て、今日の学校給食の実情を調査し、調理員の労働量なども多方面から検討をして見直しを行おうとしているというふうにも聞いておりますけれども、それならそれで結構でありますけれども、ぜひひとつ見直しを進めていただきたいというふうに思ひますが、学校給食課長さん、いかがでしょうか。

○坂元説明員　お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたとおりに、昭和三十五年から今日まで二十年間経過しておるわけでございますが、先生御指摘のとおり、確かに学校給食の献立が多様化したということ、労働過重の要素の側面もございます。同時に、先ほど私の方からお答え申し上げましたとおりに、ミルク給食、脱脂粉乳給食から牛乳に切りかわったということ、それから施設設備が改善されてきたということ、労働が軽減されてきたという要素もございます。そういうことをつづさに見まして、現段階で実態と基準とを比較すると、ほぼ基準は実態に合ったものではなからうかというふうに考えてはおります。

しかし、先生いま御指摘のとおりに、米飯給食を私ども現在、鋭意わが国の学校給食の中に導入するべく、計画的に推進方を進めておる最中でございまして、そういう意味から申し上げますと、現時点で労働量を改めて見直すということになりますと、計画の途中だということでかなり不確定要素もございます。そこで週二回の米飯給食、あるいはこれは国会等の御要望で、五十六年が終わった段階でさらに週三回にしたらどうかというよう

学校給食調理員の配置については、昭和三十五年に文部省が通達で定めたいわゆる文部省基準が二十年間たったいまでもまかり通り、その間一度も改正もなく、見直されることもなく、いまでも使われておるわけであります。そのためこの基準は今日では、実態に比べて低過ぎるものになっており、多くの矛盾を抱えていると言わなければなりません。

だれでも認められるように、この二十一年間に国民の食生活は大きく変化をいたしました。家庭での食生活も、当時と比べ多様化をせし、その水準も高まってきております。ただ食べればよいということから、食事そのものを楽しみながら食するということ、一つの食文化とも言うべき側面を持つに至っております。こうした中で、学校給食の内容も大きく多様化をし、質的に変化をしてくております。おいしくて豊かな学校給食でなければ、食生活の向上とともに育ってきた子供たちの希望に対応することはできません。

一方、父母たちの間では、食生活の向上とともに始まった食生活の悪い意味での合理化によって、有害で危険な食品添加物を含む食品や、あるいは、何の素材を使用したかもわからないような加工食品や半加工食品のはんらんに対して、大きな不安を持ち始めております。当然学校給食の安全性について厳しい監視の目を向けるようになっております。こうした中で学校給食は、安全で新鮮な材料を使って、手のかかった調理による手づくりの味のあるものとするような期待が高まっております。

またパン給食という洋風スタイルで始まったきた学校給食に対して近年、米飯給食という全く異なった要素が取り入れられるようになって、当時と比べてまさに学校給食は、形式的にも内容的にも一変をしてくていると言っても過言ではありません。こうした中で、給食現場だけが二千年間と同じ配置基準でやってきているために、さまざまな矛盾が給食調理員にしわ寄せをされておるわけ

う
か
。

○能勢説明員 いわゆる米飯給食につきましての交付税上の措置でございますが、これは昭和五十六年までに週二回の米飯給食を一〇〇％実施したという文部省の計画を踏まえまして、五十一年度からずっと委託費で単位費用の積算の基礎に入れてまいったわけでございます。

ただいま御審議いただいております地方交付税法の一部を改正する法律案の単位費用の積算の基礎には、五十五年度の場合にも委託料ということで、小学校費につきましては四十七万六千円、中学校費につきましては三十二万円、それぞれ算入を予定いたしておるのでございますが、ただいま申しましたこの数字は、週二回実施する二人の賃金で支給する職員と申しますか、賃金支弁の人たちが給食を行うに必要な賃金ということを基礎にいたして委託費の積算をつけているというわけでございます。単位費用の積算基礎には委託料ということで措置をいたしておるものでございませう。

これはなぜ委託料で措置しているかと申します

と、現在委託処理によっております米飯給食を受けている児童生徒が、御案内かと存じますが、過半数おるわけでございます。小学校の場合も中学校の場合も、それぞれの学校でお米を炊いて給食を出す、それを受けている子供の数よりも、ほとんど倍近い生徒児童が委託方式での給食を受けておる。そういう実態から見て、いま申しましたような措置を交付税上行っておるわけでございます。あわせて、民間委託ということで、できるだけ民間に委託することができるものは委託することによって、行政の簡素化、合理化にもつながるというよりな意味合いも込めて行っておるものではないかと、そういう実態から見て、せっかくの御提案でございますが、変えてまいるのはなかなかむずかしいのではないかと、いふふうに思っております。

○小川(省)委員 次に、現行法の給食調理員に対する文部省の配置基準について伺いたいと思いき

でございますが、小学校の場合は一・一七人、中学校の場合は一・二二人がおるわけでございます。これに事務補助員を合わせて同じような見方で見ても、小学校の場合は一・五人まで達しておらない、交付税の場合は二人カウントしておるのですが、そこまで達しておらないということでございますし、中学校の場合は一・六八人ということで、これも二人までには達しておらないというのが現状でございます。なお、学校数、学級数ともそれぞれの基準財政需要額の中でカウントされている用務員なり事務補助員なりの数を出してみまして、そして学校基本調査の結果と比較いたしてみしても、いま私が申しましたのと同じような結果が出てまいるわけでございます。

したかいますて、いましばらく用務員等の実態の推移をながめながら、せっかくの御指摘でもございますので、今後とも文部省の学校基本調査等への調査の実績をながめながら、今後の改善の必要といたったようなことについて検討をさせていただきます。ただきたいと思うわけでございます。

○小川委員 いま課長のおっしゃった、文部省の基本調査だろうと思うのですが、私どもの調査と若干数値が違うようであります。

そこで、ちょっと重ねてお伺いをしたいのですが、児童数あるいは生徒数を測定単位とする積算内容の中で、給食委託料もしくは米飯給食委託料というものが昭和五十四年度で、小学校が四十六万五千元、中学校で三十一万円積算をされておりますが、これは米飯給食のための賃金職員二名分の経費だというふうに聞いておるわけであります。どういうわけで委託料という形になっているのかかわりませんけれども、これは明確に賃金というふうに改めていただきたいと思います。そうでないと、製パン業者やなんかに米飯給食をつくるものごとまで委託をされるような形に簡単に取り扱われるぐらいがございますので、これは賃金職員二名分の賃金だというふうに承っておりますので、そういうふうに改めるわけにはいかないのでしょうか。

うなことになるかもしれませんが、いずれにいたしましても、わが国の学校給食における米飯給食の頻度数、回数というものが定着した段階で、給食調理員の方々の労働量もある程度不確定要素がなくなる、定着するというふうに考えられますので、その段階で私ども改めて調査をし、基準をどう取り扱っていくかということ、自治省とも十分御相談し、検討してまいりたいというふうに考えております。

○小川(省)委員 いま給食課長の答弁のとおり、五十六年が終了して米飯給食が週二回に定着した段階で、ぜひひとつ配置基準を含めて調査をやっていた方がいいというふうに思っております。

最後に、強く要望いたしておきたいと思うのですが、先ほども実態調査で申し上げましたように、文部省の配置基準を上回って調理員を置いていたのが各小中学校の実態であります。文部省の配置基準そのものが、実態にそぐわない低いものになってしまったわけでありまして、米飯給食を週二回実施するには、正規職員一名以上の増員が何となく必要であります。職業病等もたくさん発生をしてきております。学校給食が適正に進められるためにもぜひ現行の配置基準を見直して、ひとつ学校現場の実情に沿って期待にこたえるように検討をいただきたい。五十六年が終了した時点で結構でありますから、ぜひひとつ見直しを配置基準を含めてやっていただくことを強く要請いたします、私の質問を終わります。

○塩谷委員長 小濱新次君。

○小濱委員 重要法案でありまして連日、交付税法の審議が大ぜいの人からいろいろ御質問がございました。私が最後になりましたので、さらに大臣の決意を促したいという立場で御質問をしていきたいと思います。

最初の問題でございますが、五十五年度地方財政は、五十四年度の増収分六千九百七十七億円を五十五年度に繰り込むことなどの措置を講じてもお、二兆五百五十億円不足しております。現行交付税率は昭和四十一年度以降据え置かれたままで

ありまして、新たな財政需要は、石油ショック以前の高度経済成長期においては、交付税の自然増収によって賄うこともできました。昭和五十年年度以降におきましては、地方税及び地方交付税の伸びが鈍化したためこのような実態にあるので、交付税率を引き上げるべきだが、政府案では交付税率の引き上げを行っておりません。なぜならどうかというところをつくづく私も検討しておるわけでありまして、この点について大臣のお考えをお聞かせいただきたい、こう思います。

○後藤田国務大臣 御案内のように、五十年以来累年のように、地方団体は財政収支のアンバランスで苦しんでおるのが実情でございます。こういったことを踏まえれば当然のことながら、やはり交付税率の引き上げをやるなりあるいはまた交付税の基礎となる新しい税目をふやすといったような、基本的な恒久的な制度改正が望ましいことは言うまでもございません。そういうような意味合いで自治省としては毎年、そういうことこの要望をしておることも事実でございます。ただ、御承知のように今日、困窮をきわめておるのは地方だけでなしに、国も特例公債に毎年のように依存して、巨額の国債発行によってかろうじて財政収支のつじつまを合わせておる、こういったことが一方にございます。同時にまた、石油ショック以来経済の変動が非常に激しい、しかも最近はその先行きの見通しも大変困難だ、こういったようなことを考えますれば、やはり基本的なあり方はあり方として、その時期の選択等についてはほほど慎重でなければ、とても実現の見通しもあるまい、こういったようなことで、五十三年度の暫定的な制度というように考え方に立つて当面をしのいでおるというのが今日の実情でございます。

なぜ要求しないのかという理由はいま言ったようなことでございますが、私どもはこれですべて解決してある、満足すべきものであるというふうには考えていないので、いずれの日にかやはり行財政の根本的な改革、さらに、地方みずからも経費の効率化に努力もしていただくし、同時にまた

チャンスをとらえて、恒久的な地方財政安定のための制度の改正に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○小濱委員 交付税率の引き上げができなかったことは、現状を前提としているからだだと思えますが、地方の時代と言われている今日、自主財源の必要性、交付税率のアップの必要性を基本に置きまして、これを達成するためにはどうすべきかという発想がなぜできないのだから。特にこれとは、厳しい、厳しいと言われて迎えた八〇年度の初年度であるわけでありまして、私どもが耳にするところは、後藤田自治大臣に対する三千三百のこの地方自治体の期待は非常に大きいわけですよ。したがって、いままでも御答弁をいただいたそういう内容でこの法案の審議を打ち切るということについては、非常に何か物足りないものが感じられるわけですね。後藤田自治大臣になった、これはそれだけで地方の自治体は大変な期待を寄せておられたわけですね。今度のこの予算審議については、それなりの方向づけというものをもうみんな期待を持っています。したがって、国も苦しいんだから、私個人としてはこうだからあんなからというんじやなくて、もっと決意あるそういう方向づけというものをぜひこの際、発言があるべきだなどというふうに感ずるわけでございます。税目をふやすとかいろいろ御構想はあるようですけれども、今後私はこうしますというそういう発想をぜひお伺いしたいと思うわけですが、いかがでございますか。

○後藤田国務大臣 小濱さん御質問のように、私も基本的にはそうありたいというのを強く念願をいたしておりますが、やはり物事は、できること、できないこと、できるにしても、それがいつがいいのかという選択の問題もございます。基本的には、いまのままでいいというふうには私は全く考えておりません。これはやはり地方団体の自主財源を増加する、つまりは税制の問題、同時にまた交付税制度の問題、これらについては取り組んでいかなければならぬ、かように考えておりますが、何分微力でございますので、その点はひとつ御同情を持って見ていただきたい、かように思います。

○小濱委員 御心情はよくわかるのです。苦しい立場でいろいろ重要な職掌に当たっておられるそのお気持ちも、われわれはそんたくしておるわけでございますが、ただ、各自自治体の五十年以来続いているというふうな財政の落ち込み、しかも、年々二兆円以上ずつのこういう数字が示されて緊縮財政と言われている。ところが、社会の発展に伴って、地元住民からのいろいろな要望がたまたまあるわけですね、あれもやりたい、これもやりたい、この気持ちはあるのですけれども、できないで悩んでおる。大臣の言われるような、そういうふうにおわれわれが理解を持っていますというところ、今後何年たつたてよくならないという保証はないわけですね。交付税率の引き上げもこれは永久にできないなという感じなんです。

何とんでも地方財源の強化をしなければならぬ、こういう立場から、交付税率の引き上げということはぜひひとつ決意で実現を図っていただきたいと思っております。ここで十何人かの委員が立つて大臣に御質問いたしました。もう異口同音に税率の引き上げということその他の問題を、ほとんどの人がこれを前提にして質問を展開をしておりますし、せんだってはまた、学識経験者を参考人としてお招きをいたしました、ここでいろいろ御意見を伺いましたけれども、どの学者の意見を聞いてもやはり同じような内容でございます。これはどうしても大臣に、すでにお聞き及びであると思っておりますけれども、なおさらにこのことは強調して、今後のために努力をしてもらわなければならない、こういう立場で、交付税率の引き上げについてぜひ実現をしてみたい、これがその決意のほどはどうかということ、これを再度お伺いするわけですが、いかがでございますか。

○後藤田国務大臣 もう決意は先ほど来申し上げているとおりなんです。私も過去、たしか二八%

の時代があつたと思います。それを三二%にするときにどれぐらい厳しい争いがあつたかということも百も承知しております。しかも、国税三税の約三分の一が地方に分与されているということになりますと、実際問題として、四〇%の必要性はよくわかるのですが、同じ税目だけについてこれ以上に増加をするということは、大変な抵抗のある問題であると思います。

しかも、地方の税の種目というのは、大体昔のしきたりが今日まで及んでいますから、国税がいろいろと徴税のむずかしいやつかいな税の方が多いというふうには率直に私は思います。したがって税制の改正、もちろんその前提には事務配分の問題がございます。そこらも前提に考えながら、税全体のあり方、同時にまた交付税については、交付税の基礎になっている国税三税とは違つた別の税目、これらもよく考えなければなるまいというふうないろいろな要素が絡んでおりますので、今日国民の皆さんも、国なり地方なりの行政改革の問題に厳しい目を向けておる時期でもあるし、政府もそれにこたえて今日、基本的な問題に取り組み、こういうふうな考え方でございしますので、そういう中の一環として、決意を持って地方団体の自主財源の強化という方に向かつて努力を積み重ねていきたい、かように考えているわけでございます。

○小濱委員 御発言の中で、個人的な御意見ということで、本日に幾多の将来の御構想についての御意見をわれわれは承つてまいつたわけですが、ぜひひとつ、まあいつまで大臣を務めておられるかわかりませんが、できれば二期も三期も五期も務めていただいて、そうしていきまよう内容の実現のために御努力を賜りたい、これは三千三百の自治体ばかりではなくして、ここにおられる地行委員の皆さんの要望であらうと私は思うわけです。ですから、ただその発言で終わってしまつてはまことに残念だし、後藤田自治大臣の将来のためにも、いい記録を残しておいてもらいたい

なども本日に思ひます。そういう立場で御努力をお願いをしておきたい、こう思ひます。

さらに大臣、もう一つお尋ねしておきたいのですが、たとえば昨年八月十日、昭和五十四年度から六十年年度までの新経済社会七カ年計画が閣議決定されております。この計画では、昭和六十年年度までに用地補償費を含めて昭和五十三年度価格で総額おおよそ二百四十兆円の公共投資を行うこととし、これにより社会資本ストックは五十三年度の約二倍近くに高まる、こう見込んでおります。こうした点についても見直しの必要はないのかどうか、これも承つておきたい、こう思ひます。

○後藤田国務大臣 その点につきましては、今日は七カ年計画が決まつておるわけでございますので、いま私の口からそれを見直さなければならぬということをお願いする立場が許されてないというふうな御理解をお願いしたいと思います。

○小濱委員 私ども野党で交付税率八%アップの修正案をまとめた後、後で御提出をしておきたいと思ひますが、ここでも交付税率の引き上げを行うことを強く要望をいたしておきます。こういうふうないろいろな私どもも私どもの立場で努力をされていることをよろしく御認識をいただきたいと思ひますし、その御認識を一層強めていただいて、そうすることがやはり地方の時代に沿うような行政が可能になるわけですし、三千三百の自治体が首を長くしてその結果を待っている現状から、ぜひこれが実現のために御努力をお願いしておきたい、こう思ひます。

さらに大臣にお尋ねしておきたいと思ひますが、交付税特別会計の借入金返済でございしますが、現在、二分の一を国の一般会計で措置しておりますが、残りは地方負担となつていっているわけですが、これもぜひよく議論を聞いてまいりまして、これをやはり全額国で措置すべきである、こう思ひます。政府のやり方では、地方負担金は将来の交付税で差し引きされ、将来の交付税の先食い財政になつてしまふような結果になつてい

またその他の市町村会の要望を読みましても、何としてもこれは納得できない、ぜひひとつこの件についての方向づけもお願ひしたいということでございます。御答弁をいただきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 借入金の二分の一の国庫負担の問題は、五十三年に決められました暫定的なやり方でございます。したがって、これがいいとは思へておりません。地方団体の立場に立てば、それは同じ国が負担するならば、できれば全額負担すべきというのは当然の御要望だらうと思ひます。ただ、それがなぜできないかということについては、先ほど公文君からお答えをいたしましたように、特例公債依存の国庫財政の現状、これらを踏まえて、そういう御要望になかなか沿えないという御答弁がございましたが、私もそれが現実の理由であらう、こう思ひます。同時にまた、例の財源対策債の問題ですが、これもこの間、河村委員の御質問がございましたが、ああいったような回りくどいことをやらないうで、国で全部借金をしてやるのがあたりまえじゃないか、私はよく聞いています、まさにそのとおり、理屈とすればよくわかるのです。わかるのですが、それがいまの厳しい国の財政状況のもとで許されないのだと

いったような現実の悩みの中から、五十三年度のような暫定制度が生まれてきたのだ、こういう理解をしていただきたい。しかし、この制度で私自身、満足すべき基本的なあり方であるというふうには全く考えていないのだ、このことをお答えしておきたいと思ひます。

○小濱委員 前二点についても、四党は修正を行う予定にいたしております。さらに、人口急増問題についてお尋ねしてきたい、こう思ひますが、都市、特に大都市周辺における地価の高騰に伴つて人口急増市町村は、従来の人口急増地域の外側に拡散する傾向を見せております。人口急増市町村においては、緊急な各種公共施設の整備を迫られておりますが、財政措置は、小中学校、幼稚園の建物及び消防施設に對

する補助金のかさ上げ措置と、校舎の用地取得費に対する補助制度のみであり、人口急増市町村などの財政は破綻に瀕している。よく御存じだろうと思ひますけれども、特に私どもの神奈川県には、過疎という市町村は一つもございません。全部人口急増地域になつておるわけです。人口急増市町村の実情は御認識はお持ちでしょうけれども、この際、認識をどのようにお持ちになつておられるのか、大臣からの御答弁をお願いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 今日、人口急増市町村が、教育の問題あるいは社会福祉施設の問題、いろいろな点で非常に財政難に見舞われておることは、重々わかつておるつもりでございます。ただ、こういった問題の基本は、やはり経済の流れそのまゝが人口の都市へ都市への集中になつて、今日のような状況に至つたのだということ、このままではいけないということからいろいろな案が練られ、今日の例の三全総等においても、地方への分散といふことが地方への人口、産業の配置、しかも同時に、地方でゆとりと活力のある、生きがいのある生活ができるような定住圏の構想、こういうふうなものが出てきたゆゑ私は私はそのことにあつたのだらう、かように考えます。

さしあつて人口急増市町村がいまお困りになつておる学校の問題等については、自治省としては今日までそれなりの、十分とは私は言いませんが、財政上の手当てもしておるわけでございまして、今後こういう点については実態を踏まえて、改善すべき点があるならば早急に改善を図つていかなければなるまい、かように考えるわけでございます。

ただ御承知のように、たとえば開発といへば、九州開発、四国開発、中国開発、東北開発、どこでも日本全体がそういう計画をすくつくつてしまふ。あるいは今日、過疎の地域があれば過疎対策、人口急増の地域があれば人口急増対策、真ん中のところに定住圏といつたようなことで、何もかもそういうふうになつておる、そこに一つの問

願がありはしないか。やはり一番困っているところにメスを入れてやるべき政策を展開していくことが、これから先の一つの方向ではないのだろうか。というふうに私自身は考えておるわけでございます。

○小濱委員 公明党は、人口急増による財政破綻から自治体を守っていき、こういうことで法案を提出しておりますが、財政援助のための新たな立法措置を講ずべきではないか、そういう内容になっておるわけですか。いま大臣の御答弁を伺いますと、やはりその法の盲点といえますが、いろいろ災いを起こしているような例もあるように思いますが、とにかく自治体をどうすれば守っていくのかというところが、地方の時代につながることで、住民本位の政治がそこから生まれていくわけですから、これはもう最低限度のそういう生活というものが憲法に保障されている立場から、やはり何らかの措置は講ずべきではないのか、このように考えておるわけでございます。新たな立法措置ということについては大臣、何か御所見はございませんか。

○後藤田国務大臣 いま直ちに立法ということはおえておりません。現在の制度の中で、人口急増市町村が抱えておる、主として財政問題でしうから、そういう点について措置を講じていきたい、かように考えております。

○小濱委員 先ほども大臣からちょっと御意見がございましたけれども、人口急増の府県における最大の課題は高校建設にあるわけですか。高校教育が義務教育化している現状を踏まえ、高校施設整備事業について抜本的助成制度を講ずることが急務であると考えておるわけですか。

この高等学校費の投資的経費の算定において、人口急増府県念願の事業費補正が五十四年度に新設され、高校建設事業に係る起債の元利償還金が需要算入されているが、この程度では十分とは言えないわけですか。この需要算入のそこまでする仕組みに問題があるわけですか。人口急増団体では今後、高校建設に多額の経費を要していくわけ

です。ちなみに神奈川県では、高校建設用地費は一校で約二十五億円ぐらいかかるそうです。これはすべて起債で賄われておりまして、五十五年開校が十二校、六十年までに三十八校建設予定になっておる。この点については局長、御答弁ですか。

○土屋政府委員 お示しのごさいましたように、高等学校の生徒が急増しております都道府県等では、高等学校建物の整備の促進ということがどうしても必要でございます。そのために大変多額の財政需要があるということになっておるわけでございまして、御承知のように現在、国の助成措置としては、建設事業に対して補助率三分の一というものが講ぜられておるわけでございまして、それ以外に、先ほどもお話のございましたように地方債につきましても、高等学校整備事業債というのを五十年に創設をいたしまして、対象施設の拡大等も行っていただくわけでございます。それから、進学率の上昇等によります生徒数の増加に伴いまして、深刻な問題になっておることもございますので、交付税においても五十四年度から事業費補正を新設をして、生徒増加団体において発行された高等学校整備事業債、この元利償還金の一定額も、基準財政需要額に算入するということにいたしておるわけでございます。

しかしながら、五十四年度から六十三年度までに六百校を超える新設高校の必要もあるのじやないかといったような文部省あたりの統計もございまして、いまお示しのように、財政的な需要というものはまだ伸びてくると思っておりますので、国の三分の一の補助制度がこれだけの、か、そういう問題、それからまた、この補助制度自体が五十四年度から五十五年度までの時限的な措置でございまして、これは当然延長もしてもらいたいと私も思っておりますし、内容についても改善してもらいたいと思っております。そういう対応の仕方の中で私どももいたしまして、地方債なり交付税なりいろいろ実態に

と思っております。

○小濱委員 高校建設の最大の悩みは、特に用地取得にあるわけですか。すなわち地価の高騰が著しく、しかも、用地取得に当たっては山林、谷戸、田等しか確保できず、そのため多額の造成費を要している。先ほども御質問申し上げましたように、人口急増府県念願の事業費補正が新設された、こういうふうに本間に念願のと、それほどまでに深刻に自治体では考えておる、これはそういう内容になっておるわけですか。

そこで文部省、来ておられませんか。——高校用地取得費について、補助制度を設けるべきだとわれわれは考えているわけですか。これはもういままでに繰り返して議論されてきた問題であらうと思えますけれども、特にいまの段階では強調しなければならぬ内容の一つであらう、こう考えているわけですか。文部省の見解を聞かしていただきたいと思います。

○横瀬説明員 お答え申し上げます。

文部省の考え方としては、学校の用地というものが、これは用地一般でございましてけれども、非償却資産であるということとございまして、ただいままでの御指摘がございましたように、取得費については原則として地方債で措置される、こういう原則になっているわけでござい

ます。現在のところ用地に関する補助制度は、義務教育学校につきましては、それも児童生徒急増市町村のみに限って時限的に、これも本五十五年度で一応時限が切れるわけでございますが、そういう補助制度が実施されるという実情にすぎないわけでございまして、公立学校の整備については主に都道府県の任務であるというように、それから義務制でないというように、高校用地に対する国庫補助を行うことは、現在の財政状況の中できわめて困難なことだというふうに文部省では考えているわけでございます。

○小濱委員 これは大臣、お聞き願いたいのですが、小中学校の建設にいたしまして、みんなも六千坪とか八千坪とかそういう広大な地域で、

あつてもとにかく数少ないわけですか。そこへ教育行政は何をされておいても最優先、こういう内容になっておりますから、したがって無理して折衝し、また、地主との話し合いを進めていくわけですから、もうこのごら地主さん、お金は要りません、替え地を下さい、もう替え地しか要求してこないのです。ですから、その替え地を求めるのにこれまた大変な苦勞をする。どこへ行っても替え地、替え地とやられる。ところが高校建設ということになると、それ以上の坪数が欲しくなるわけですか。もちろん、高校を建設する地域ですから、これは人口急増地域になっていきますから、そういう点で、どうしてもこのことは真剣に考えてあげないと、やはり一番府県で頭の痛いのはここであらう、こう考えているわけですか。

そういう点でこれは局長、ひとつ御答弁いただきたいと思いますが、公共施設などの整備に必要な用地取得費及び用地費に係る起債の当年度元利償還額を十分に需要算入すべきであるということが一点。それから、建設事業費に占める用地取得費の割合は相当高まっているが、交付税の投資的経費の算定上かかる要素の算入が十分とは言いがたい、この点はどうか。この点は局長から御答弁をいただきたいと思います。どうでしょうか。

○土屋政府委員 高等学校用地についてのいろいろ御意見を伺ったわけでございますが、先ほど文部省からもちょっとお答えがございましたが、一般的に土地は財産価値が減少しないわけでございますし、一度取得すれば永久に利用ができるというものでございまして、また、この施設整備のための用地は、以前から所有している用地を利用する場合もございまして、新規に用地を取得するという場合もございまして、区々にわたっておるということもございまして、こういったようなことから用地取得費に對しましては、必要に応じて地方債で措置をするということにしておりまして、交付税の基準財政需要額には算入しないということにしておるわけでございます。

一般的にはそうであろう、しかし人口急増地域の場合には財政需要も多いんだから、何かそういうことは考えられないかというお尋ねでございます。お気持ちはよくわかるのでございますけれども、都道府県が主体でやっております高校について、いまのような土地の性格等を考えますと、人口急増地域でございまして基本的には、どうもいままでと異なつた手法をとるという問題は問題があるんじゃないかと思つております。ただ公立高校の不足は、大都市周辺地域を初めいたしまして非常に深刻な問題になっております。これに対処するための整備事業に対する経費は非常に大きな財政負担となつておるといふことは、たびたび御指摘をいただきましたとおりでございます。そういうこともよくわかります。そういう意味では、用地取得に対する財政措置についても、先ほど文部省ではなかなか容易ではないというお話でございましたが、国庫補助制度の導入その他の財源措置と並行して、私どもとしては検討を重ねていかなければならないのだからと思つております。

もちろん、義務教育費については用地補助というのものもあるわけでございます。しかしながら高等学校の場合は、義務教育でもございせんし、また、団体が人口集中地域の比較的富裕な団体でもございます。財政的にもそう困つてないというところがございます。いろいろな要素がございまして、高等学校の場合、人口急増地域であるからといって、この土地という特殊なものについて起債の元利償還を交付税で見るといったことは、お気持ちはわかるのでございますけれども、にわかにはどうも踏み切れないというところでございまして。

○小濱委員 文部省の方に来ていただいたのは、こういう実態、実情というものをよく認識してもらいたい、こういうふうにご意見を伺うことが取り上げられ強調されていることをお聞きを願うと同時にまた、お帰りになつたならば上司に御報告をしていただいて、このことへの助成をひと

つやめてもらいたい、こういう考え方でわれわれは質問しているんですよ。あなたがここで名答弁をして帰つてそれで終わりじゃない。そういう立場から今度、自治省も一生懸命やつてもらわなければいけない。自治省も一生懸命努力してもらつて、そして何こうで新しい措置を考えてもらつて、その努力を重ねながら、お互いに盛り上げつつそういう立場からの財政措置を実現してもらいたいという立場で御質問をしておるわけでございまして、自治大臣どうでしょう、これらの対策としての財政措置を特別に講じなければならぬ、こう思つておるわけですが、ひとつ大臣のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 人口急増地域の高等学校建設に要する経費、中でも一番厄介なのは用地費だということはおっしゃるのとおりでございます。

ただ問題の根本は、今日の高校教育を小中学校と同じように義務教育と見るべきかどうかといった基本の問題が根本にあるように思ひます。御案内のように、人口急増市町村の義務教育の小中学校については、今日、用地費については三分の一補助をしておる。しかしその根拠は七五％だといふことでございまして、二割五分の補助がようやく認められておる。現実には二割ぐらいしか達してないのが実情のように思ひます。ところで今日、四十人学級という問題が出てきた。そこで私は、閣議等でも発言もし、この点だけは四十人学級を容認する際に、今日のこの義務教育についても三分一、実質二〇％にしか達しないような用地費補助で、この四十人学級の制度がうまくいくとは思ひたくない。したがつて二分の一にしてもらうということでは自治大臣としては了承するのだといつたような発言もした次第でございます。

義務教育がそのような状況でございまして、高等学校の建設費については一部補助があるようですが、用地費等についてはまだそこまで手が及んでない。しかし現実には県が困つておることは事実でしょう。そういったようなことも踏まえて、この点も政府としては、壁は厚いけれども検

討しなければならぬ課題であらう、かように考えておるような次第でございます。

○小濱委員 華義務化しているという高校の進捗状況、平均して九四％と言つておりますけれども、私の方ではもっと高いデータが出ておるわけですね。そういう立場から、何としてでもこの問題については道を開いてもらいたいという強い要望を持つておるわけで、そういう立場から人口急増の法案も提出した、こういう経過でございまして。

さらにもう一步、私の方で提出している法案の中で、超過負担の問題がございまして。

これは大臣にお尋ねをしておきたいと思ひますが、五十五年度の国庫補助事業に伴う超過負担の解消は、国費ベースで百七十三億円しか行つてない。知事会を初めとした地方六団体は、これまでも独自に調査し解消を要求してきたが、政府の解消については自治大臣はどうお考えになつておられるのか。

○後藤田国務大臣 申し上げるまでもなく超過負担というのは、財政秩序を乱しておるものでございまして、自治省としましては四十三年以来、超過負担の解消ということで累年、大蔵省また関係省庁等と共同して実態調査をしながら、改善措置を講じておるつもりでございます。ただ、その改善では十分ではないかという御批判は、素直な気持ちで私どもも受けとめなければならぬ、かように考えておるわけでございます。ただ、この問題につきましましては中身をよく見まさんと、地方にもこの点は十分考えていただかなければならぬ点があることも事実でございますので、その点は考えていただきた、かように私は思ひます。

しかし、現実問題としてまだまだ超過負担が、一番多いのが恐らく文部省、それから厚生省、警察、こういったところにあるんじゃないのかな、ほかにも農林省もあると思ひます。こういったような残された問題がございしますので、こういった実態については、調査をしながら毎年の努力によ

つて漸次解消を図つていきたいと考えておるような次第でございます。

○小濱委員 この問題につきましては、当委員会ではいふんとまた論議を重ねてまいつた経緯がございまして、その都度改正もされ、その中身については自治省は、大変な御努力をなさつて今日に至つておるものの経緯はよく承知しております。しかしながら、まだまだ超過負担解消という問題については、われわれは強調しなければならぬ中身がたかさんあるということで、あえて御質問をしておるわけでございまして。

厚生省、おいでになつてまいりませんか。厚生省にお尋ねしておきたいことは、超過負担について、いわゆる箱物については国は、標準設計仕様書をつくつて、その標準の仕様書に基づいて地方自治体が地域の実情に沿つたものをつくる、これが本来のあり方である、こう考えております。しかし、これまで住宅、警察署、保育所についてはつくられており、五十五年度は在所、派出所、養護老人ホーム、特別養護老人ホームについてつくるようだが、保健所、精神施設、授産施設などについてはまだつくられていない。こうしたことが超過負担の解消ができない原因でもあり、標準設計仕様書の作成について今後どういう見通しをしておられるのか、その見通しはどうかということをお尋ねをいたします。

○北川説明員 先生御指摘の中の保健所の問題について、お答えを申し上げます。保健所についても確かに施設の規格というふうなものについては現在、現状に合つた状態ではないといふことは私も認識をしております。毎年施設の建設単価等については多少ずつの改善は行つておるところでございます。ただいま申し上げましたようにその標準の仕様等については現在、実際と多少かけ離れが生じておるというふうなこともございまして、これから早い時期になるべくそういう状態についても、十分詰めてまいりたいというところで考えておるところでございます。

先生御指摘のとおり、保健所についても確かに施設の規格というふうなものについては現在、現状に合つた状態ではないといふことは私も認識をしております。毎年施設の建設単価等については多少ずつの改善は行つておるところでございます。ただいま申し上げましたようにその標準の仕様等については現在、実際と多少かけ離れが生じておるというふうなこともございまして、これから早い時期になるべくそういう状態についても、十分詰めてまいりたいというところで考えておるところでございます。

○小濱委員 やむを得ない御答弁であらう、こう
思います。

具体的にひとつお尋ねしておきたいと思いま
す。保健所業務は、住民生活においてきわめて重
要な仕事であります。

〔委員長退席、大石委員長代理着席〕

しかし、目立たないじみな仕事であるためか、し
わ寄せがこういうところに寄せられている。今後
の保健所措置費の対策についてどうするのか。ま
た、保健所医師の確保は困難をきわめており、そ
のために給料も高額を出さなければならぬが、こ
の基準が低く地方の負担が増大している、この
点について考え方を承っておきたい、こう思いま
す。

○北川説明員 先生がいま御指摘の措置費とお
っしゃられた点につきましては、私どもは保健所の
運営費の補助金という形で対処しておるところで
ございますが、現状においてはまだまだかなりい
ろんな問題が残っております。特に職員に給与費等
については、昭和五十三年の十月の時点で実態調
査をいたしまして、その格差等につきましましては
一応解消を図っておりますところでございます。

なお、第二の問題といたしまして、医師の充足
対策ということでございますが、御存じのように
現在の社会情勢の中で、こういう分野に入ってい
ただく医師が非常に少ないということで、私ども
も医師の確保に対していろんな努力をしておるこ
ろでございます。たとえば医師の供給をされる
大学との連携を密接に図るといふようなことで、
大学と保健所との共同研究、あるいは保健所医師
に対する調査研究費の支給、あるいは公衆衛生修
学資金の貸与というようにございまして、特に
修学資金の貸与につきましては、昭和三十三年か
らスタートしておるわけでございまして、その
その後医師が保健所へ入ってきておる状況は、多
少改善されつつあるというふうに考えておりま
す。

なお、医師の給与の問題につきましては、先
ほどの五十三年度の調査で一応改善を図っておりま
すので、現在、実勢はともかく、国家公務員ペー
スで考えますと一応、問題は解消されておるとい
うふうに考えております。

○小濱委員 事例を挙げて具体的に質問をした方
がいいのではないかと思います。時間の制約を
受けておりますので質問いたしません。運営費
の補助制度について厚生省にさらにお尋ねをし
ておきたいと思っております。

一番超過負担の著しいのは保健所の措置費であ
る。毎年国の削減計画によって人員が削減されて
いる。人員が減少されても事務は減らされていな
い。このために地方団体の調査によると、実態と
国の定員との差は三千人以上、このように私ども
の調査では数字が上つてきております。なぜ国の
削減計画に従わなければならないのか、このこと
を厚生省、ひとつ意見を聞かせておいてくだ
さい。

○北川説明員 国の基本的な方針として公務員の
削減ということが打ち出されておるわけでござい
まして、私どもも地方のそういう施設に対する補
助金においても、そういう方針に基本的に従わざ
るを得ない。しかし、保健所は一般的に申しま
すと、事務的な職員と技術的な職員がおります。
特に医師を中心とする技術的な職員が中心にな
るわけでございまして、ただいま先生御指摘の
数字は全部、事務的な職員がかぶっております
わけでございまして、保健所の技術機能の低下を
来すようなことについては、なるべくそういうこと
をしないという方針で考えております。

なお、そういう事務的な職員の削減に対応いた
しますためには、どうしてもいろいろな報告事務だ
とか事務処理の問題とかいう点でなるべく負担を
軽減するといふようなことで、私どもが求めてお
る保健所運営報告等の簡素化とか、いままです
求めているものを年一回にするとかいうような努
力をしておるところでございます。なお今後、も
そういう事務の改善等についてもいろいろ検討し

ていくところでございます。

○小濱委員 ここ数年の間に起こった問題では
ございせん、もう古い時代からの問題として私
どももよく承知をしてきたつもりでございます
が、ぜひひとつこの超過負担という問題では、大
きい、だれしもが取り上げてくれるような問題で
すという点と、対策が早くでき上るという点に関
して、小さい、しかもそれを集計すると大変な
量になっていくという超過負担の内容がたぐさん
あるわけですか。そういう点で、厚生省に、二御
質問を申し上げたわけでございます。

自治大臣、お聞きをいただきたいと思いま
す。公明党は、超過負担を解消するため、国、地
方の代表及び学識経験者で構成する超過負担調
査会を設けて、超過負担の実態を調査し、解消を
図ることとしております。国は、地方は地方とい
うのは二重の調査になるので、国、地方が同じ
土俵で話し合う場が必要と、こう思うわけでは
ないか、ひとつこういうこともぜひお考えをいた
だきたいと思うわけですが、大臣、どのようにお考
えになっておられますか、御見解を聞かせて
いただきたいと思います。

○後藤田国務大臣 十分傾聴させていただかな
ければならぬ御提言だと思っております。

現在、御承知のように、地方六団体も特別な委
員会をつくって調査をなさっております。それを
私どもは拝聴しながら、同時に、大蔵省その他関
係省庁と一緒に調査を進めてやっております
わけでございまして、さしあたりは現行の制
度で、毎年のような改善措置を積み重ねていく
ということによって目的を達成をいたしたい、か
ように考えているような次第でございます。

○小濱委員 超過負担の問題につきましても、い
ま一步というところまで来ておるわけですか。ぜ
ひ一層の御努力をお願いしておきたい、こう思
います。

最後に、東海沖大地震を想定して大規模地震対
策特別措置法が五十三年六月に制定されました。
これに基づき、防災対策強化地域の指定が

行われたわけでございます。昨年の八月であつた
と思ひます。

この地震防災対策強化地域の指定を受けた地方
公共団体では、避難地、避難路、消防用施設など
緊急整備が必要になってきたわけですが、法律は
きたし指定も受けた、このための財政措置をどう
するのかということでありまして、五十五年度の
予算では財政局長、どうなっているのでしょうか。
五十五年度の予算の中にはこの問題について、何
か挙げる数字がございまして。

○土屋政府委員 防災のためのいろいろな計画と
いうのを関係方面で、地方団体、各省で検討もさ
れておるわけでございまして、具体的にどうい
った形のものか特別措置をされるかということに
なると、現段階においては見るべきものもない
わけでございまして、たとえば医療施設について
五十五年度から、強化地域内の建てかえ補強を補
助対象に加えるといったようなこと等がとられて
おりますけれども、全般的に地震の強化地域とい
ったようなところを中心として、まさにこれから
の課題でございまして、五十五年度予算には、い
ま申し上げたようなこと以外に見るべきものが特
にあるとは私ども認識しておりません。

〔大石委員長代理退席、委員長着席〕

○小濱委員 地震防災に関する財政援助措置につ
いて、「国土庁長官発言」大規模地震対策として
必要な緊急施設整備事業に関する国の特別財政援
助措置に係る関係地方公共団体の要望について
は、早急に関係省庁間において必要な事業の種類
及び規模、各種五箇年計画との関係、地方財政に
及ぼす影響等について検討を行い、その結論を得
た段階で可及的速やかに所要の措置を講ずること
とした。御協力を御願ひ申し上げる。大蔵大
臣発言「了解した。」こういう内容になってい
るわけでございます。これは自治体にもみんな行
います。また、関係自治体からの要望であ
りますが、「昭和五十五年度の国の予算編成過程
における国土庁長官と大蔵大臣との間の折衝の経

過をふまえ、地方公共団体の地震対策事業に対する要望について、関係省庁と打合せを行った結果、別添のとおり五千五百億円に及ぶ事業費をとりまとめた。これらの事業が緊急かつ円滑に実施できるよう次の事項を内容とする財政特別措置法を国会において制定されたい。こういう要望が五十五年の四月に関係自治体から出ておるわけです。六つの県の代表会議の結果でございます。

五十三年に法律ができた、指定も昨年受けた、そして財政措置が現在なお示されていない。国土庁長官と大蔵大臣は「可及的速やかに所要の措置を講ずること」としたい。この発言をしておりますが、これに対して自治体からはいろいろと調査の結果、要望が出てくるのだと思えますけれども、その要望を出すにしても、一つ一つの項目が補助対象が少ないとかないとか、そういう中でやりたい項目はもうたくさんあるわけですね。ですから、法律はできたし指定も受けたけれども、その後の作業は一向に進んでいない、こういう事態になっているわけです。こうしたことから、現状何ら予算化はされていないし、五十五年度の方向づけというものも示されていないということになると、結果はどうなっていくのか、ひとつ大臣、御答弁をいただきますでしょうか。

○城野説明員 御説明申し上げます。

ただいまお話がございました地震対策に関する緊急整備事業ということにつきましては、たとえば五十四年度予算におきまして自治省の消防庁の消防施設整備に関する事業につきましては、一般の補助率三分の一でございますものを二分の一というように措置をしたものもございますし、先ほどお話がございましたように、厚生省の病院の一部改築につきまして三分の一の補助制度が認められたというふうなものもあるわけでございます。われわれの方といたしましては、先ほどお話がございましたような大蔵大臣と国土庁長官の間の予算のときの話し合いによりまして、五十五年の予算からおおむね五カ年間にござまして五千五百

億に及びます地方公共団体が主として実施いたします緊急整備事業の必要な事業の種類と量というものを、三月いっぱいかけまして詰めたいわけでございます。今後の検討といたしましては、先ほどお話がございました各種五カ年計画との関係、それから政令の指定事業に入れるか入れないかという検討、それからさらには補助率の引き上げ等の措置、これは財源対策ということになるわけでございますが、それらの措置につきましては現在、関係省庁の間で鋭意検討中ということでございます。ただ、お話が出ておりますように、非常に国の方の財政状況も厳しい状況にございまして、いま鋭意検討中ということでございます。結論が出た段階で当然適切な措置を講じていきたいということでございます。

○小濱委員 五十五年度から五カ年計画ということとでぜひ整備をしたいという内容については、本年度は、補助率も少ないというふうなことで、調査をし、その調査の内容を報告をする、それをまとめて国では対策を講じようというのでしようけれども、自治体があるけれども仕事をやりたいために、補助金がつかないということになる全額出さなくてはならない。その補助率が少なければそれだけ持ち出しが多くなります。初年度は五十五年度ということですが、それじや作業は全然進んでいかないじゃないかという考えを持つわけでございますが、国土庁長官と大蔵大臣とは可及的速やかに財政措置を講じたい、こう言っているのですが、さて、いまのような状態でいいのだからどうか、非常に私も疑問を持っております。

これは自治大臣にお尋ねをしておきたいと思えます。後でまたお尋ねいたしますが、地震はいつくるかわからないわけですね。自治体としては、住民の生命、財産を守るという対策をぜひ講じなければならぬわけですね。このために自治体は、きめ細かな対策を講じておるわけですね。財政対策も、こうした自治体の施策が十分にできるようにしなければならぬわけですね。地域の指定区域

内とその外側と、もう本場に現地ではきめ細かな対策を進めておるわけですね。全部持ち出した、こういうことで、今後の財政対策は本場に考えてあげないと、その強化地域の市町村の要望も、調査の結果は出てこないということになってしまいうわけですね。ここに当面の問題は財政措置ということになるわけですが、この点大臣、どうでしょうね、そういう点はぜひひとつ大臣の決断が欲しいわけですが、御答弁をいただきたいと思えます。

○土屋政府委員 先にお答え申し上げますが、いまお示しのように強化地域においては、早急にこの地震防災計画のもとで緊急な対策というものを講じていかなければならない。そのためには非常に需要が多額に上るということでございます。

で、地方団体の財政状況からすれば、せっかくこういった法律もでき、強化地域も指定されたわけでございますから、国としてもひとつ相当な援助をしてもらいたいという希望をしております。かねがねから立法措置を含む財政上の特別措置を講じてもらいたいということを、地方団体の意を受けて関係省庁に申し入れをしておるわけでございます。そういうことで国土庁が窓口になりまして、関係省庁と調整をされて今日までできておりますが、現在のところ、そういった財政上の特別措置というものは講じられていないわけでございます。

しかし私どもとしては今後、おっしゃいますようにいつ地震がくるのかわかりませんが、早急に防災措置というものを講じていく必要があるわけでございます。ですので、できるだけ国においてそういう立法上の措置を含めてやっていただきたい。自治省としてのやり方というものは、そういうものを踏まえながら、できるだけこれはこれで対応していくという覚悟は持っておるわけでございますが、率直に申し上げます、国としてひとつ本腰を入れてもうような施策を関係省庁に強くお願いをしておるところでございます。

○小濱委員 国土庁からあるいはまた気象庁か

ら、どちらからでも御答弁をいただきたいと思いますが、東海沖の大地震を想定して大規模地震対策特別措置法が制定されたわけですが、どういう基準で強化地域の線引きを行ったのか、六県にわたるわけですが、その点の御答弁をまず承っておきたいと思えます。

○城野説明員 御説明申し上げます。

駿河トラフを中心としたしまして、南北百キロから百二十キロ、駿河トラフを東の辺といたしまして、五十キロ西側への長楕円形と申しますか、そういうところが種々の観測の結果、震源域という推定がされております。そこにおきまして地震が発生したと仮定をいたしますと、その場合に地震波が四方へ伝わるわけでございますが、その場合の各地の震度の予測というものを専門の地震動学者の先生を中心に検討していただきまして、地表におきます地震の加速度が震度六以上になる地域を含む市町村というものを、先ほどお話の地震防災対策強化地域として指定をし、告示をしたというところでございます。

○小濱委員 学理的に発表されたのですから、われわれ素人が云々はできませんけれども、駿河湾のあのトラフが震源域と想定されて、そして六県にわたるその震度を六と見て、そして線引きをやったということ、神奈川県の場合には八市十一町、私の隣に加藤代議士がおりますが、茅ヶ崎でございます。これは線引きの中、私のところは隣で線引きの外になるわけですね。

そういうわけで、その線引きの外の方がコンピナートだとか埋立地であるとか、そういう非常に危険物の多い地域がいっぱいあるわけですね。もう横浜の半分ぐらいのところ埋立地になっている、土質、地盤が悪いのです。川崎もそうです。あの近所にコンピナートがずっと林立しているわけですね。そういう点で、線引きの中は六度だということになると、じゃその外は何度になるのか。その次は五度と言ふならば、その五度というのはどの辺の距離まで五度かいくのか。学理的に御存じでしょうか、余りむずかしいことは要りませ

んが、専門ですからお答えいただきたいと思いま

す。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

もう少し詳しく御説明を申し上げますと、トラ
フ沿いの震源地の形が、南北に長く東西に狭い形
になっております。その場合に、一番陸上に広い
影響を与えますのは、東南のすみから割れ始めた
場合と南西のすみから割れ始めた場合に陸の方に
押し寄せる地震波が一番強くなります。その結
果、一番強い影響を受ける場合を想定いたします
と、どちらかといえますと南北に長い、つまり北
の方にわりあい影響が及びやすいという形になっ
てございます。したがって、東西にはわりあい
早く衰減するといことがございまして、先ほ
どお話がございました、茅ヶ崎は入っておって藤
沢市は入っていないという結果になってございま
す。六県百七十市町村の区域全部が震度六に
なるという意味ではございせん、具体的に
申しますと、茅ヶ崎なら茅ヶ崎の相模川沿いの地
域に震度六になると予想される弱い地盤のある地
域があるという意味でございまして。そういう意味
でございまして、茅ヶ崎の全市が震度六になる
という意味では必ずしもない。

と申しますと、震度六の外側は震度五という範
囲のところでございますが、その震度五の範囲は
相当広うございまして、恐らく神奈川県のはとん
ど全部、東京の相当部分は震度五という範囲であ
ろうかと思ひます。ただ、震度五と申します範囲
は非常に広うございまして、同じ震度五でも、煙
突にひびが入るとか壁にひびが入るとい程度の
震度五から、たなの物が落ちるとい程度の震度
五まで非常に範囲が広うございまして、その範
囲をどこまでにするかということにつきまして
は、先ほど申し上げました専門の学者の先生方の
御討議を経まして、震度六を含む市町村の範囲と
いうことで指定をした次第でございまして。

震度五の範囲内では、やはりコンビナート等に
おきましては被害が想定されるではないかというこ
とにつきましては、専門学者の先生方の間でもそ

ういう御意見が相当ございまして、どうい場合
にそういう被害が想定できるだろうかということ
で、新潟地震の際に見られたようなクイック
サンドと申しますか砂の流動化現象、特に埋立地
にそういう現象が起こった事例が多うございま
す。それからもう一つは、長周期の波と申しまし
て、地震は大体〇・三秒から一秒ぐらいの周期で
揺れるものが地上の物体に非常に大きな影響を
与えるわけでございますが、それよりも長いといえ
ば五秒でございまして十秒でございましてとかと
いうゆつくり揺れる波は、石油タンクとか超高層
というような非常に大きな構造物に共鳴、共振を
与えて被害を与えるかもしれないという問題が
ございまして。これらの問題につきましては、地表
の地質だけでは判定できない部分がございまし
て、やや深いところの地質の調査を含めて現在、
継続的に作業を進めていただいております。その
成果、検討結果が明らかになった段階で、地域指
定の拡大を含めまして検討をしたいというふうに
考えておる次第でございまして。

○小濱委員 国土庁にさらにお尋ねしておきたい

と思ひますが、その駿河湾に南北に延びているト

ラフは、どこでどう、どこへつながっているの

ですか。その源もあるように、やはりその流れもあ

るわけでしょう。どうですか、おわかりになりま

しょうか。

○城野説明員 御説明を申し上げます。

駿河トラフと申しますのは、伊豆半島とそれか
ら御前崎の間のところ、富士川の河口付近からや
西寄り傾きを持った南方向のところへずつと
深く切れ込んでおりまして、最後は海盆と申しま
すか、大きい意味での日本海溝につながっている
ものでございまして。

その中で今回、地震の震源地として想定されて
おりますのは、一番奥まで来ても富士川の河口
付近でございまして。その河口付近から南へ百キロ
ないし百二十キロくらい、それから西へ五十キロ
ぐらいということになりますと、大体袋井、掛川
ぐらいの線になります。その辺のところに傾斜

が約三十度ぐらいの角度で地震の空白域があると
申します。そこに相当のひずみがたまっている
ことが測地測量の結果、地震観測の結果によりま
して認められていて、専門の先生方の
集約した意見、想定でございまして。

○小濱委員 ちょっとわからないのですが、その
断層というトラフは、こちらがあるならこちらも
あるのだから。したがって、山の方に入ってい
る、静岡県内に入っているそのトラフは、どこに
つながってどこへ流れているのか。たとえば相模
湾にもあるのしょう、相模トラフというのが。
それはみんなつながっているのしょう。ですが
その辺の、あなたは駿河湾ばかり言っておるけ
れども、こっちは相模湾の方だって聞きたいわけ
で、的外れなことばかりに時間をかけていては困
つてしまふわけで、こちらの方もちゃんとつな
がっているわけでしょう。だから、震源地は駿河湾
ということにならないんじやないかと私は思うの
です。ね、もうとにかく駿河湾で起こっているの
ですから。

○城野説明員 御説明申し上げます。質問の趣旨
をよく理解いたしましたので、お答えを申し上げ
たいと思ひます。

お話がございましたように、相模トラフと申し
ますのは、小田原の付近から房総半島の先端の方
へ、南東の方へずつと切れ込んでおるトラフでござ
います。このところの小田原よりやや海中寄
りで起こりましたものが、一九三三年の関東大地
震でございまして。この方につきましては、測地
測量の結果その他によりまして、確実なことはだ
れもわからないわけでございますが、まだひずみ
のたまりぐあいは相当余裕がある、関東大震災の
ときを〇〇としますと三〇前後のたまり方だとい
うのが、学者の先生方の統一した見解でござい
まして、どのぐらいのピッチでひずみがたまるか
という点にしましては、将来のこととございま
すが、今後六十年ないし百年ぐらひはまあ大丈
夫ではないかというふうに言われておるわけでご
ざいます。駿河トラフの方は、その前回に起こり

ました地震が一八五四年、安政元年の地震でござ
います。したがって、百二十五、六年を経過
しておるわけでございます。いろいろ地学的な
測量の結果では相当にひずみがたまつて進行して
いるということでございますので、この二つのト
ラフの間の直接的な関連というものは、過去の地
震のケースを見ましても、ほとんど想定されな
いというふうに御理解を願つた方がよろしいので
はないかと考えております。

○小濱委員 私いろいろ調べてみたのです
が、ずいぶん古い記録になりますけれども、明治
七年という一四九八年、東海道全線、マグニチ
ュード八・六、それからその次が七・九、この間
は百七年ぐらいたつておるようですが、三番目の
江戸及び東海道全体を襲った元禄十六年ですか、
一七〇三年に起こった地震ではM八・二になって
います。それから四年で一遍起こっている。それ
から、その次は百四十七年もたつて、その次は一
年で起こつて、その次は六十八年。この六十八年
というのは、前の年、一年に江戸一帯を襲つてお
りますから、安政二年ですね、それから大正十二
年になる。こう記録を見ますと、いふと、大分も
う房総の方から相模湾から、それから駿河湾の方
からあちこちで起こっているのですね。マグニチ
ュード八以上というのもあるわけですね。

今回の東海沖の地震想定は八と見て、その指定
された地域内は震度六以上ですか、七以上は一応
は見えていない、大体それ以上はこれまでの記録で
はないというふうなことで、どちらにしても、大
変な人口急増地域を抱えて、あそこには危
険物のタンクローリーがずいぶんと走っておりま
すし、交通渋滞も起こつておるし、いろいろな鉄
道等も通つておるし、いままでの記録による
ような被害の状況とは本当に大変な違いが想定さ
れているわけですね。しかも横浜の川崎の方で
は、タンク一つに五万トン十万トンですよ。あれ
が地盤が悪いわけですよ。ぐらつといたら、あ
の油は海にみんな流れ落ちますよ。原油は燃えま
すよ。海に何千という船が操業しているわけですよ。

けれども、ああいうのは全滅しますよ。

そういうこともあって、本間に努力はわかるのですけれども、やはり強化地域をもっと広げるべきだということと、対策については、財政措置をもっと早く行つてあげて、そして地元の要望を満たしてあげる、こういう形が大事であらうと思うわけですよ。ところが何も進んでいないんですから、地元は地元で一生懸命努力を重ねて仕事をやっている、こういう経過になりますけれども、聞くと、全然補助対象になっていない仕事をほとんどやっていたらいいわけですよ。

それは私は、きょうは厚生省それから文部省、建設省、みんなおいでを願っておりますが、その補助率のかさ上げをもっとやってもらわなければ、地元の自治体の仕事は進みませんよ。それから、その他の地震対策に必要な施設を行うためには、やはり補助率を高めてもらわなくてはならぬ、補助対象にならないという項目はないようにしてもらわなくてはならぬ。そして、いままでになかった事前の対策ですね、今度初めて事前対策というのが行われることになったわけですから、備えあれば憂いなしで、何としてでもその準備を進めていきたい、こう思うわけですが、厚生省と文部省、建設省、その補助率のかさ上げの問題、どういふお考えをお持ちなのか、ひとつ聞かせてください。まず厚生省から……

○岡光説明員 先生御指摘のわが省所管の施設は、いわゆる社会福祉施設それから医療施設、それから地震のときに問題になります水の関係で、水道の施設というふうなものがあるわけでございます。

まず、社会福祉施設につきましては、現在、国が二分の一を補助いたしまして、地元都道府県が四分の一を補助するということで、社会福祉施設を実施する施行主体に四分の三の補助がいくわけでございますが、そういった補助の制度につきまして、特にいわゆる社会福祉法人立、民間立の施設につきましては、社会福祉事業振興会という特殊法人がございまして、そこで特別の低利の貸付

制度がございまして、そういったものを活用するとかいろいろの措置を講じております。

また医療施設につきましては、先ほどもお話しが出ておりますが、五十五年度から国立病院、公立病院につきまして、それぞれ補助措置を講ずるといふようなことを行ったところでござい

ます。水道の関係は、何しろ地震が生じた場合に水を確保するというところで、その応急の給水体制なり応急の復旧対策、こういったものを講ずるよう

に事前の対策をいろいろ講じているところでござい

ます。先生のおっしゃいました補助率のかさ上げの関

係につきましては、そういう大規模地震が生じたときに特別に整備をするということと政令に指定するようになっておりますが、現在、その政令の指定事項に入っておりませんので、まずどの範囲にどういふふう

に政令を指定していくか、それから事業量をきちんと確保しなければならぬという話

が前提でございまして、補助率の問題があるわけではございません。それぞれ問題を抱えている都道府県、市町村では、総体としては相当の財政負担になるかと思

います。そういった援助措置につきましては、ほかの制度とのバランスをとりながらいろいろ検討しておりますので、政府としての方針の決定を待ちまして対処を

まいりたい、そんなふうに考えております。

○横瀬説明員 私の方に御要望がござい

ますのは、公立の小中学校の特に木造の建物の改築でござい

ます。これにつきましては、従来の制度とい

まして一般的には、補助率三分の一という制

度がござい

ます。これにつきましては特に地震対策の強化地域につきま

しては、危険の建物の判断基準を耐力点数とい

うものではかつておりました。一般的には五千五百点でござい

ます。それを五

百点緩和いたしまして六千点以下の建物を補助対

象とするということで、建物の改築の促進を図

っているところでござい

ます。それで、御要望がござい

ますのは、この件につ

きましての補助率のかさ上げについてござい

ます。これも予算上の大きな問題点の一つでござ

いますので、国土庁の方でおまとめをいた

ござい

ますので、

国土庁の方

でおまとめ

をいた

た

ござい

ますので、

国土庁の方

る、それからもう一ついまの答弁では、新たな資料が出てくれば、こういうことで線引き改正の必要が出てくるので、これはひとつ覚えておいていただきたいわけです。

それから四月十七日だったかな、夜、第四チャネルで九時から二時間ばかり、東京都の大震災の、古いなどという感じでしたけれども、このテレビを一生懸命私は責任上、見ました。大震災を御存じの方は余りないだろうと思いますが、私もあのときは東京で遭遇した方の一人であります。そういう点で、危険地域の線引きの見直しをやるということが一つですね。

それから、この財政措置を早くしてあげないと自治体が――私はこの補助の出ているの、出ていないのをその率から全部調べてみたんですが、まことにかわいそうな実態ですよ。ですから補助制度というものをもう少しきちっと定め、改めてあげてもらいたい、こう思います。

それから、いつ来るかわからないということですが、百年とか百五十年とかと言っても、一年で来ている場合もあるし三十年、五十年で来ている事例もここにあるわけですから、したがってこの問題は、空振りになるかもしれない、空振りになってもいいじゃないですか。この間の地震の映画の内容は、判定会が慎重に、慎重過ぎてその判断を誤ったわけだ。警報を発令しないうちにぐらつときちやつたわけですよ。ですから大変な周章ろうばいというのかな、そういう姿がありました。処置なし、そういう内容でした。対策は絵にかいたモチのようなものであった、こういう結果になってしまった。ですから、やはり学者の学説というものは信用し、できるだけ努力はすべきである。それから、総理の警戒宣言にしても、これは空振りでもいいじゃないか、決定された時には早く出してあげるべきであるというそういう考え方を持っているわけですよ。

二十三日には当委員会では、静岡、神奈川の地震対策を見に参りますけれども、当委員会としては一生懸命この問題を取り上げているわけですか

ら、大臣も深い御認識をいただいておりますが、さらにまた機会を見ては、支援の助言をしていただきたい、こう思うわけでございます。最後に大臣からひとつ御決意を承りまして、私の質問を終わりたいと思います。

○後藤田国務大臣 地震対策は、私も大変おそれておるなあという率直な感じを持っております。問題は一つは、やはり地震予知体制、これを早急に整備しなければならぬ。日本列島全体が地震地域でございますので、いまは主力は東海地方に集中しておりますけれども、南関東はどうするのだ。これに対して予知体制をもう少し整備をしたならば、本当に強化指定地域になくていいという結論が出るかどうか、私は非常に疑問だというふうにすら思います。そういうことで、こういう予知のための施設を完全にやることによって、できるだけ早く正確な予報を出してそれに対応していくということ、これが一つだろう。

もう一つは、大地震といったような極限の状態になったときに、人間の心理パニックはどのようなのだろうか、その心理パニックに応じた人間の行動は一体どうなるのだろうかということ、これは本当に検討が行われているかどうかということになると、まだまだ不十分ではなからうか、これが二番目。

三番目は、やはり必ず地震は起こるわけですよ。これは起こらぬというわけにいきません、必ず起こる。ならば、これに対応した地域に対してそれなりの施設というものは、政府として当然やるべきが筋道であろう。ならば、それに対応する財政措置はどうなんだろうということ。東海地震を契機として大規模地震対策特別措置法ができましたけれども、あの当時から私はい言った三、四、これが問題だ、ことに財政措置については御案内のように抜けておったように思います。

しかし、国土庁を窓口にして、国土庁長官と大蔵大臣の話合いもあり、また地方団体からの要望等も重々承知をいたしております。そこで国土庁としては現在、政令指定対象の事業はこれ

でいいのかわいのか、同時にまた、補助金等の現行の制度のままで果たして乏しいながらも望ましいだけの施設ができるのかどうかということとは、せっかく検討しておる段階でございます。私は自治大臣でございますので一緒に、そういう点を含みながら、できる限りの体制整備のための努力をしてまいりたい、かように考えます。

○小濱委員 終わります。

○塩谷委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○塩谷委員長 この際、本案に対して、小川省吾君、小濱新次君、三谷秀治君及び部谷孝之君から、四党共同をもって修正案が提出されております。まず、修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。小川省吾君。

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案
修正案
〔本号末尾に掲載〕

○小川(省)委員 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表し、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

地方財政は、御承知のとおり本年度においても二兆五百五十億円という膨大な財源不足に見舞われ、五年続きの深刻な財政危機に直面いたしております。地方財政がこうした状況に直面することとなったのは、歴代自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など中央集権化のもとに大企業優先の高度成長政策を推進してきたためであります。そのため自治体においては、過疎、過密、公害その他の対策に膨大な財政需要を引き起こすことになりましたが、これに對し国が十分な自主財源を付与してこなかったところに地方財政の構造的な危機が招来された

と言わなければなりません。われわれは、このような地方財政の危機を打開し、自治体の自主的な行政運営を確保するため、地方財政の長期的な見通しに立つて、抜本的な恒久対策を講ずるようこれまでたびたび自民党政府に要求してきたのでありますが、残念ながら今回の自民党政府の地方財政対策は、われわれの要求のみならず地方六団体を初めとするすべての自治体関係者の要求をも踏みにじったものと断ぜざるを得ないのであります。

二兆五百五十億円の財源不足に対し、自民党政府は、地方交付税率の引き上げを図ることなく地方交付税特別会計における八千九百五十億円の借り入れと一兆三百億円の地方債振りかえによって措置し、全く根拠のない二分の一負担方式を固定化しようとしたのでありますが、このような財源対策が、地方交付税法第六条の三第二項の趣旨に反していることは言うまでもありません。

今日、地方交付税制度の改革なくして税率の引き上げは、いままや国民の合意となっており、この国民的期待にこたえることこそ今国会の重要な課題であります。このような立場からわれわれは、地方交付税率の引き上げ措置等を含め、一般財源の充実強化を図り、もって地方財政の危機を緊急に打開し、地方自治の発展を図るため、本修正案を提出した次第であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一は、最近における自治体の財政需要の増大に対処するため、昭和四十一年度以来、据え置かれてきた地方交付税率を昭和五十六年度から四〇%に引き上げることとしたのであります。

第二は、臨時地方特例交付金の増額等についてであります。

その一つは、昭和五十一年度から昭和五十五年までの各年度に発行された、ないし発行される財源対策債の元利償還に係る基準財政需要額については、金額臨時地方特例交付金で措置することとしたのであります。

その二つは、昭和五十五年度から昭和五十五年度までの交付税及び譲与税配付金特別会計における借入額の元金償還については、金額臨時地方交付金で措置することといたしております。

以上の措置により昭和五十五年度における臨時地方交付金は、七千六百九十二億円増額し、一兆一千四百八十七億円となります。

第三は、以上の改正による臨時地方交付金の増額に伴い基準財政需要額の算定方法を改正しようとするものであります。教育、福祉など行政サービスに対する住民要求にこたえるため、道府県においてはその他の教育費及び厚生労働費を、また市町村においては、小学校費、中学校費を初めとする教育費及び社会福祉等厚生労働費をそれぞれ増額することといたしております。

第四は、いわゆる四十人学級の実施に対する財源措置についてであります。国は、昭和五十六年度以降における公立義務教育諸学校等の学級編制の標準及び教職員定数の標準改正に伴う自治体の財政需要の増加に対し、所要の財源措置を講ずるものとしております。

以上が本修正案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○塩谷委員長 以上で修正案についての趣旨の説明は終わりました。

本修正案については別に発言の申し出もありません。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればこれを聴取いたします。後藤田自治大臣。

○後藤田自治大臣 ただいまの地方交付税法の一部を改正する法律案に対する日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党、革新共同及び民社党・国民連合共同提案の修正案につきましては、政府としては賛成いたしかねます。

○塩谷委員長 これより本案及びこれに対する修

正案を一括して討論を行います。討論の申し出がありますので、順次これを許します。大石千八君。

○大石委員 私は、自由民主党を代表し、政府提案の地方交付税法の一部を改正する法律案に賛成、日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合提案の同法律案に対する修正案に反対の意見を表明するものであります。

昭和五十五年度の地方財政対策におきましては、引き続き厳しい財政状況のもとで、社会経済情勢の推移に適切に対応するため、おおむね国と同一の基調により、地域住民の福祉の充実、住民生活に直結した社会資本の計画的整備及び住民生活の安全の確保などを図るため、地方団体が必要とする財源の確保を図ることとしております。

すなわち、昭和五十五年度の地方財源の不足に対処するため、国の一般会計から、臨時地方交付金として三千七百九十五億円を交付税特別会計に繰り入れる、交付税特別会計において、資金運用部資金から八千九百五十億円の借り入れを行う、地方財源の不足に対処するため、建設地方債一兆三百億円を発行する等の措置を講じております。

さらに、後年度の地方交付税総額の確保に資するため、昭和五十五年度における借入純増加額の二分の一に相当する額三千七百七億五千万円を昭和六十一年度から昭和七十年までの各年度において、臨時地方交付金として一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしております。

これらの措置は、現下の経済情勢、国の財政状況等を考慮すれば、適切な措置であると考えるところであります。

今回、政府より提案された地方交付税法の一部を改正する法律案は、これら昭和五十五年度の地方財政対策をその内容とするものであります。

同法律案は、普通交付税の算定について、教職員定員の増加など教育水準の向上に要する経費の財源及び児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策

の充実に要する経費の財源を措置することとしております。

さらに、住民の生活に直結する公共施設の計画的整備等に要する経費の財源を措置するとともに、過密対策、過疎対策、消防救急対策等に要する経費の充実に努めております。

自由民主党としては、これらの措置を内容とする政府提案の地方交付税法の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢、国の財政状況等を考えれば、適切なものであると考え、同法律案に賛成するものであります。

次に、日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合提案の同法律案に対する修正案につきましては、自由民主党としては、慎重に検討を重ねたところであり、わが国経済は最近、好転への兆しが見えるというものの、いまだ変動期にあり、また、年々増大する財政需要に対し、国、地方とも巨額の借入金によつて対処せざるを得ないこの時期に、国、地方を通ずる財源配分の恒久的制度としての地方交付税率の引き上げを行うことは、十分理解できまされども問題があると考え、修正案に反対の態度をとるものであります。

しかしながら、今後においても地方財政をめぐする諸条件は、依然厳しいものと予想されておりますので、政府におきましては、地域住民の福祉の充実、生活環境施設の整備等諸施策を推進する上できわめて重要な地方団体の役割りにかんがみ、今後とも地方団体に対する財源措置の一層の充実に努めるよう強く希望するものであります。

以上をもちまして、政府提案の法律案に賛成、日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合提案の修正案に反対の意見を表明するものであります。

以上で討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○塩谷委員長 小川省吾君。

○小川(省)委員 私は、日本社会党を代表して、政府原案に反対、本修正案をぜひひとつ賛成多数

で通していただきたく、討論をいたします。地方財政は五年続きの財政危機に直面しておるわけであり、本年も二兆五百五十億円という膨大な財源不足に見舞われておるところであります。

地方財政がこのような状況に直面することになった主要な原因は、自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など大企業優先の政策を進めてきた結果であります。

二兆五百五十億円の財源不足に対する今回の政府の措置は、税率を引き上げることなく、交付税会計における借り入れと地方債の増発によつて措置をいたしておるわけであり、このような財源対策は、地方交付税法第六條の第三項の趣旨に違反していると言わなければならないと思はるわけであります。五十三年に附則八條の三によつて、大臣がよく言われるように、やむを得ざる暫定的な措置をいたしたわけであり、それゆえに、これは制度の改正ではありません。そういう意味では、何としても制度の改正をしなければならぬというふうに思っています。

地方交付税制度の改革、なかなか税率の引き上げは、いまや国民の合意を得ておると言つてよろしいというふうに思っています。このようなことからわれわれは、地方交付税率の引き上げ措置を含めて一般財源の充実強化を図り、地方財政危機の打開を図つて、本当の意味での地方自治の確立を図っていく必要があると思つておるわけであります。

政府や自治省は、これらの点を十分に踏まえて、来年度の地方交付税法の改正に対処されることを強く要請いたしておきたいと思つておるわけであり、

本修正案は、これらの趣旨に沿ひ、国民の期待にこたえるものであり、政府原案は、六団体を初め国民の期待にこたえるものではないと言わざるを得ないわけであり、

そういう意味で、本修正案に何とぞ賛成をして可決せられんことを強く望みまして、討論を終わ

ります。(拍手)

○塩谷委員長 小川新一郎君。

○小川(新委員) 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となっております政府提出法案に反対、野党四党共同提出の修正案に賛成の立場から、討論の論旨を進めてまいりたいと思ひます。

激動する八〇年代は、政治、経済のひずみを正し、中央集権的行政の改革を推進し、福祉国家建設へ向けて新たなステップを踏み出すべききわめて重大なときであると考へております。

かかるに、今日の政治は、KDDを初め一連の政治の腐敗、綱紀の紊乱が相次いで表面化し、大平内閣に対する政治不信はつる一方であります。現在、政治の果たすべき役割は、これらの政治、行政の姿勢を正すとともに、公平と納得と希望を与える政治でなくてはならないのであります。

こうした観点から地方行政を見たとき、八〇年代は地方の時代と言われているように、これまでの国主導型の行政を改め、住民主体の行政を行うように機構、制度を改革しなければなりませんことは、皆様御承知のとおりであります。

しかしながら、政府・自民党は、高度経済成長時代につくり上げてきた中央集権的行政機構に何らのメスを加えようとしないうちに、住民の納得のいく行政も、地域に即したきめ細かな行政の推進も困難をきわめております。

第一に、将来の地方行政の姿を展望したときに、中長期の地方行政改革の構想や、またそのための具体的手順も示されておらず、小手先の対策に終始しておるにすぎません。

まず、昨年の秋、地方制度調査会から中長期を展望した地方行政改革に関する大型答申が出されておりますが、すでに半年以上も経過しているにもかかわらず、これに対する改革の糸口や方向を示されておられません。政府は早急に、地方行政制度の抜本的改革をすることを強く要求するものであります。これが反対理由の第一であります。

次に、交付税率の引き上げについてであります。

昭和五十五年度の地方財政計画の規模は四十一兆六千億で、十年ぶりに国の一般会計予算を下回っており、また、対前年度伸び率も七・三％で、十四年ぶりの低さという超緊縮型の上に、五十四年度に使用すべき六千九百九十七億円の交付税を繰り込むなど数字のつじつま合わせを行つても、なお二兆五百五十億の財源不足を生じており、二兆円から四兆円に上る巨額な財源不足は、本年度ですでに六年間にもわたっております。

しかも、先日自治省から出された地方財政収支試算によると、地方債は毎年五・八％の伸びが見込まれております。また、借金返済に充てる公債費比率に至っては、毎年一五・六％ずつ増加し、昭和六十年には、その額は実に六兆三千億円の膨大な額が見込まれ、地方財政の借金体質は現状のままでは、ますます深刻化することは確実となっております。

こうした地方財政の実態は、交付税法の趣旨に沿つて交付税率の引き上げを行すべきであります。が、こうした配慮、措置がとられておりません。

これが反対理由の第二であります。

次に、交付税等特別会計の借入金返済及び財源対策債の償還に対する措置についてであります。

昭和五十五年度以降の地方財政危機の対策としてとられてきた交付税等特別会計の借入金の返済については、半分を国の一般会計が負担し、半分を特別会計が負担することとしておりますが、このような措置はあくまでも暫定的な措置であつて、地方行政の基本的制度の改正または交付税率の引き上げを行すべきであると思ひます。

このような暫定的な措置は、将来の交付税の先食いであり、地方財政を圧迫するものであります。また、現行の国、地方の財政構造及び財政危機の原因を考えたとき、当然、国の一般会計が負担すべきであります。この措置がとられておりません。

また、本来、交付税で措置すべきであるにもかかわらず、地方債に振りかへた、いわゆる財源対策債の元利償還について、その一部を交付税で措置しておりますが、交付税で措置する場合は、その交付税率を引き上げた上で措置すべきであると考えております。こうした措置をとらない現状では、交付税で措置するのではなく、国が別途に財源措置を講ずべきであります。これらの措置がとられておりませんので、反対理由の第三としております。

次に、超過負担の解消についてであります。超過負担については、国、地方の財政秩序を乱すとともに、地方財政を圧迫するものとして、根本的改革を強く要求してまいりました。

しかし、政府は、相変わらず後追い措置に終始し、しかもその額は、きわめてわずかであり、地方側の要求する十分な措置とはなっておりません。

また、超過負担の調査についても、国、地方がそれぞれ別々に行つたために、むだを生ずるとともに意見の対立を生んで、国と地方が対立する原因となつております。したがつて、超過負担については、公明党が主張しているように、国、地方、学識経験者からなる調査会をつくり、解消を図るべきであります。この措置がとられておりません。

これが反対理由の第四であります。

その他、人口急増地域に対する特別措置についても、現行制度は、消防、小中学校の施設のみで、その他の緊急を要する生活関連施設の整備についても早急に対策を講じなければなりません。が、こうした措置が不完全であります。

また、地方債、補助金等の申請手続の簡素化などについても、前向きな姿勢が見られません。

こうした点に対する誠意ある対策を望むものであります。

四野党共同提出の修正案に賛成されんことを心から期待して、私の討論を終わります。(拍手)

○塩谷委員長 安藤巖君。

○安藤委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の地方交付税法の一部を改正する法律案に反対、わが党外三党共同提案の修正案に賛成の意見を述べます。

昭和五十五年度の交付税総額は八兆七百七十五億円で、前年度より五％ふえておりますが、伸び率で言えば過去十年間で最低になっております。これは財政需要の切り詰めによるものであります。が、自治体には減量経営と市民サービスの低下を押しつけるものであり、授業料、手数料などの引き上げによる住民の負担増とあわせて、きわめて不当なものであります。

五十五年度の地方財政の財源不足額は、政府見積もりで二兆五百五十億円となっております。昨年より減ったとはいえ、いまだに二兆円を越す巨額の不足であり、しかも、これが五十年以降六年間も続いていることに深刻な問題があります。

地方交付税法第六条の第三項は、引き続き、著しい財源不足が生じた場合には、交付税率の引き上げまたは地方財政制度の改正を行う旨を定めております。ところが政府は、地方財政の現状がこの条項に該当する事態であるということを認めながらも、交付税率の引き上げも財政制度の改正も行わず、毎年毎年の特別会計からの借入れによつて事態を糊塗するのみか、この借入金の償還額の半分を地方負担にする措置をもつて制度改正を行つたとしております。

こうした措置が制度改正に当たらないことは、明白であります。四月九日に行われました本委員会の参考人の意見でも、また、多くの地方自治体関係者も、制度改正とは見ておりません。ひとり自治省だけが制度改正と強弁しているものであります。

また、償還額の半分を地方自治体が負担することについて言えば、本来、基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分については、全額国が

補てんすべきものであり、それ以外に地方公共団体は何らの自主的財源は持ち合わせていないのであります。にもかかわらず、地方自治体への財源移譲もいまま、借入金償還額の半分を地方に押しつけるというやり方は、地方自治体が何らかの償還財源を持たない限り制度上成り立つものではなく、地方の財源保障をうたっている交付税法にも反する措置であり、交付税制度の改悪であります。わが党は、このような不法、不当な措置を認めるわけにはまいりません。

政府は、こうしたやり方を改め、交付税率の引き上げや地方自治体への大幅な財源移譲を含む財政制度の改正をすぐ実施すべきであります。

また、本年度も、財源不足額のうち、一兆三百億が財源対策債として地方債に振りかえられておりますが、こうした措置は、一般財源の使途を特定するものであり、交付税制度の本旨に反するものであります。

次に、わが党を含む共同修正案について述べます。

本修正案は、交付税率の四〇％への引き上げ、交付税特会の借入金全額国の負担とすることなどを中心内容とするもので、交付税法の趣旨に基づいた正当な措置によって地方財源を補完しようとするものであります。

本修正案の成立は、地方自治体の自主性を尊重し、地方の時代にふさわしい地方財政制度確立の第一歩となることを強調し、討論を終わります。(拍手)

○塩谷委員長 部谷孝之君。

○部谷委員 私は、民社党・国民連合を代表して、地方交付税法の一部を改正する法律案の政府原案に反対し、四党から提案された修正案に賛成の討論を行います。

昭和五十五年の財源不足は、二兆五百五十億円という膨大なものが見込まれておりまして、まさに深刻な財政危機に直面しております。

全国三千三百に及ぶ地方自治体が昭和五十年から連続して六年間も深刻な財政危機に見舞われ

た基本的な原因は、経済の構造的な変化を背景とした低成長時代を迎えたにもかかわらず、それに対応する国、地方に共通する財政計画を怠り、自主財源の少ない地方に多大の借金財政を強いつけたことにあるのでありまして、これをいたすに放置し続けてきた政府・自民党の責任は、まことに重大だと言わなければなりません。

今回の財源対策は、過去五年間と全く同じパターンでありまして、依然として数字の小手先操作でつじつまを合わせ、現状を糊塗しているにすぎません。このことは、毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き、各地方団体について算定した財源不足額の合算額と著しく異なることとなった場合には、地方行政制度の改正または交付税率の変更を行うものとされている地方交付税法第六条の第三項の条文を歪曲解釈したものと云わざるを得ません。

この意味から、地方交付税率を四〇％に引き上げようとする修正案は、当然のものであります。また、過去五年間、不当に交付税率を据え置いたがために生じた地方の借入金の返済分についても、全額国の負担で行うべきものでありまして、臨時地方特例交付金の増額を行う必要があるものであります。

八〇年代は地方の時代と言われております。高度成長優先、産業優先の立場から行われてきた開発型の行政から、分権と自治を確立し、独自性と主体性を生かした生活型の行政への転換が行われなければならないことは、申すまでもありません。

地方交付税においても、教育、福祉など生活型の財源保障機能を拡充し、これが強化を行う必要があるものでありまして、臨時地方特例交付金の増額に伴う所要の単位費用の改正は当然であります。

今回提出された四党修正案は、地方の時代実現へ向けての地方一般財源の安定的確保と適正化を図る第一歩といたしまして、きわめて大きな意義を有するものでありまして、以上、原案に反対

し、修正案に賛成する私の討論といたします。(拍手)

○塩谷委員長 田島衛君。

○田島委員 私は、新自由クラブを代表して、ただいま提案されました地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案に反対、政府提出の地方交付税法の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論をいたします。

今日、地方交付税制度が当面する現実、まことに容易なものではありません。

法一条にある本制度の目的を満足させるためには、税財源配分の問題も含めて思い切った制度の見直しと改正がぜひとも必要であり、いやしくも国税三税の伸縮や国の財政事情の好悪に左右されるような制度のままでは、法が真の目的とするところの地方自治の本旨の実現や地方団体の独立性の強化など思ふも及ばぬことであります。

したがって、その意味で検討する限りにおいては、本修正案はまことに十分、不満足であり、各方面から批判が浴びせられることも理解できないことではありません。

しかしながら、現状においては、国の財政事情を無視することの至難であることも認めないわけにはいかないこととあわせて、改正の内容がいかにかに十分、不満足であるにしても、本修正案は、現行法の内容よりさらに改悪されたものではなく、地方交付税の算定に用いる単位費用の改定を初め、たとえささやかでも改善の内容を含むものであることは認められるところであります。

特に年度の数字の改定等は、当然措置しなければならぬものであります。

さらにまた、本委員会が先般求めたところの各参考人の意見も、内容不満足ながらも修正案には賛成でありました。

したがって私は、地方交付税制度の一日も早い確立を目指し、国、地方それぞれが真剣に努力、検討を行うことに期待をかけ、修正案に反対、原案に賛成の意思を明らかにするものであります。修正案提出の諸君が、改めて本案成立に御協力

あらんことを期待するものであります。(拍手)

○塩谷委員長 これにて討論は終局いたしました。

○塩谷委員長 これより採決いたします。

まず、小川省吾君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩谷委員長 次回は、来る二十五日午前十時理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条及び第十三条の改正規定の前に次のよ

昭和六十一年度	千五百五十億円
昭和六十二年度	千二百八十億円
昭和六十三年度	千四百五十億円
昭和六十四年度	千六百二十億円
昭和六十五年度	千八百十億円
昭和六十六年度	二千二十億円
昭和六十七年度	二千二百五十億円
昭和六十八年度	二千五百二十五億円

附則第八項第四号中「附則第八条の三第五項」を「附則第八条の四」に改め、同号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十一年度	千四百億円
昭和六十二年度	千五百四十億円
昭和六十三年度	千六百八十億円
昭和六十四年度	千八百四十億円
昭和六十五年度	二千億円
昭和六十六年度	二千二百億円
昭和六十七年度	二千四百二十億円
昭和六十八年度	二千六百四十億円
昭和六十九年度	二千九百億円
昭和七十年度	三千百七十億円

附則第八項に次の二号を加える。

五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の五に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十一年度	四百八十億円
昭和六十二年度	五百二十億円
昭和六十三年度	五百八十億円
昭和六十四年度	六百二十億円
昭和六十五年度	六百八十億円
昭和六十六年度	七百六十億円
昭和六十七年度	八百二十億円
昭和六十八年度	九百億円
昭和六十九年度	九百八十億円
昭和七十年度	千七百五十億円

六 昭和五十六年度から昭和七十五年度までの各年度において当該各年度の予算で定める地方交付税法附則第八条の六に規定する臨時地方特例交付金の額
附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(適用)

2 改正後の地方交付税法第十二条、第十三条、附則第三条、附則第八条から第八条の六まで、附則第十四条及び別表の規定は昭和五十五年度分の地方交付税から、改正後の地方交付税法第六条の規定は昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

附則に次の一項を加える。

(公立義務教育諸学校等の学級編成の標準及び教職員定数の標準の改正に伴う国の財源措置)

4 国は、昭和五十六年度以降における公立義務教育諸学校等の学級編成の標準及び教職員定数の標準の改正に伴う地方団体の財政需要の増加に対し、所要の財源措置を講ずるものとする。

昭和五十五年五月七日印刷

昭和五十五年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局